

# 世田谷区防災街づくり基本方針

—安全・安心・安定のまちづくり—

平成10年（1998年）9月

世 田 谷 区

## はじめに

---

平成7年1月に起こった阪神・淡路大震災を契機に、世田谷区では、震災時の危険度をハード面から評価し、区民の皆さんに分かりやすくお示した「世田谷区防災環境マップ」を公表しております。さらに、区民の皆さんの防災意識の高まりに応え、阪神・淡路大震災の教訓を活かすため、この度「世田谷区防災街づくり基本方針」を策定いたしました。

当区では、街づくり条例を根幹に、区民の皆さんの主体的な参加による街づくりを推進してきており、この基本方針の策定にあたりましても、区民提案セミナーやシンポジウムを開催するなど、幅広い年代の区民の方々の参加を得て、そのご意見を反映させながら進めてまいりました。

この基本方針は、都市整備の面からまとめたものですが、総合的な防災に関する計画である地域防災計画にもその内容を反映し、ソフトとハードが合わさった、より実効性の高い防災計画づくりを全庁的に進めてまいります。

今後も、今までの街づくりの実績の上に、この方針を活かしながら、区民と区政の協働によって、世田谷区をより安全で安心して暮らすことができる街にしていくよう努めてまいります。

平成10年9月

世田谷区長 大場 啓二

# 目次

---

はじめに

1. 防災街づくり基本方針策定の考え方	1
1-1 計画策定の背景	1
1-2 計画の位置づけ	2
1-3 計画の視点	4
2. めざすべき防災市街地像＝防災生活圏	6
2-1 防災生活圏の考え方と構成要素	6
2-2 防災生活圏形成に向けての課題	10
2-3 防災生活圏づくりとミニ防災生活圏	15
3. 防災街づくりの方針	21
3-1 防災生活圏及びミニ防災生活圏の形成整備	21
3-2 学校の防災活動拠点化	28
3-3 避難空間の整備	34
3-4 都市施設防災ハンドブックの作成	36
3-5 復旧・復興プログラムの確立	37
4. 防災街づくりの推進にあたって	44
4-1 防災コミュニティの育成と参加による街づくりの推進	44
4-2 計画的・総合的な防災街づくりの推進	46

# 1. 防災街づくり基本方針策定の考え方

## 1-1 計画策定の背景

平成7年1月17日未明に起こった阪神・淡路大震災は、震度7、マグニチュード7.2、加速度814ガルという巨大な地震であった。広範囲に及ぶ建物の倒壊と、その直後における市内の大火災によって多くの死傷者を出し、鉄道や高速道路などの交通基盤をも壊滅させ、救助・消火活動やその後の救援に大きな障害になったばかりか、街の復興にも長く影響し、さらに関西以西の動脈を断ち切った大災害であり、都市を直撃する震災の恐ろしさを如実に示したものであった。

この大震災を貴重な教訓として、世田谷区における地域防災計画全体の見直しの中で、都市整備領域としての「防災街づくり基本方針」の策定が求められていた。

世田谷区では平成7年度に、街区単位でのデータをもとにした「世田谷区防災環境マップ」（5頁参照）を策定し、平成8年度には「世田谷区防災街づくり基本方針（素案）」を作成し、平成9年度には、この素案に対して区民の参加を求め「防災街づくりセミナー」を実施し、「世田谷区防災街づくり基本方針（案）」を取りまとめた。この「防災街づくり基本方針」はそれらの集大成として、安全・安心・安定のまちづくりを着実に実現していくために策定するものである。

なお、この「防災街づくり基本方針」は、「世田谷区新都市整備方針」との整合性を図り、西暦2015年を目標年次として策定する。

## 1-2 計画の位置づけ

---

「防災街づくり基本方針」は、大きく次の3つの計画体系の中で位置づける。

### (1) 都市整備分野の中での位置づけ

世田谷区は平成7年2月に、都市整備分野の総合的な計画として「世田谷区新都市整備方針」を策定した。この策定時において阪神・淡路大震災が発生し、「防災街づくり基本方針」の策定が大きな課題として残されることとなった。

この「防災街づくり基本方針」は、世田谷区基本構想、基本計画、実施計画の計画体系の中で、都市整備分野における総合的な計画である「新都市整備方針」の一分野としての計画であるとともに、他の諸計画を防災という切り口で総合化した計画でもある。

従って、この「防災街づくり基本方針」の策定を受けて、「新都市整備方針」の改訂を図り、さらに、都市計画法で位置づけられた市町村マスタープラン（市町村の都市計画に関する基本的な方針）の策定につなげていく。

### (2) 地域防災計画の中での位置づけ

防災計画は、いうまでもなく都市整備分野だけで対応が図ることができるものではなく、多方面のソフト、ハードの計画の中で位置づけられるものである。世田谷区の総合的な防災に関する計画としては「世田谷区地域防災計画」があり、この「防災街づくり方針」も「地域防災計画」の中の一分野の計画として位置づける。

### (3) 東京都等の防災関連計画との整合

阪神・淡路大震災の発生を受けて、東京都においても防災関連の諸計画の検討が進んでいる。「東京都地域防災計画」「東京都震災予防計画」「東京都防災都市づくり推進計画」「東京都都市復興マニュアル」「東京における直下地震の被害想定に関する調査」「東京都生活復興マニュアル」等である。この「世田谷区防災街づくり基本方針」は、これらの諸計画との整合性を考慮しながら策定するものとする。

図 1 - 1 都市整備分野における計画体系

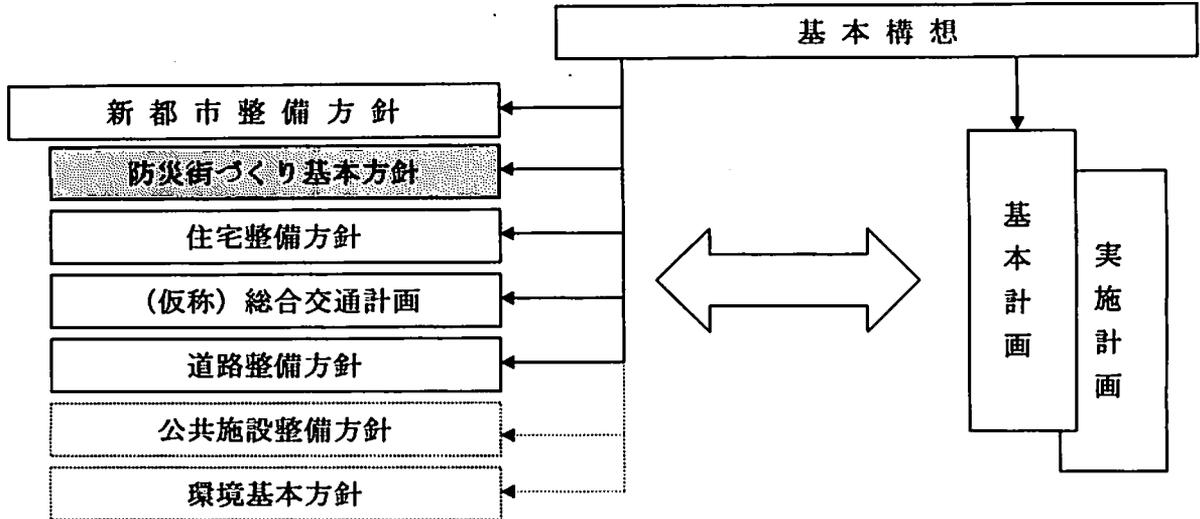
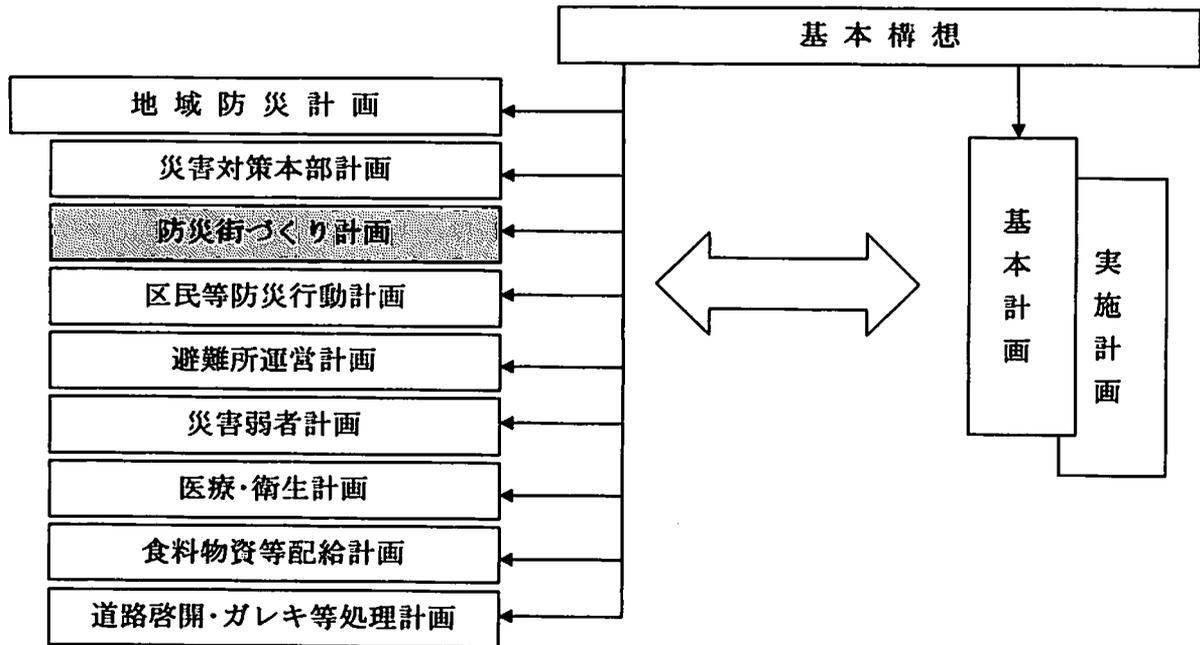


図 1 - 2 地域防災計画における計画体系



## 1-3 計画の視点

阪神・淡路大震災を教訓とし、世田谷区防災環境マップ等に示された世田谷の地域特性を踏まえて、この計画は次の視点のもとに策定する。

### (1) 少しでも災害を減らすことをめざす

「天災は忘れた頃にやってくる」という言葉があるように、災害は、いつどんな形で発生するかを予知しきることは困難である。地震の規模や発生源、季節・曜日・時間帯等の時間的な要素、その日の気象条件等、多くの変化要因がある。そのため様々な災害を想定した対策をとっていく。また、防災は、過去の様々な災害の事例に学びながら対策が図られてきたが、100%の安全性を担保することは物理的に困難である。従って、どんな災害に対しても、少しでも災害の程度を減らすことを重視した計画とする。

### (2) 現在、進行中の街づくりを活かす

安全・安心・安定なまちづくりをめざして、将来的な防災市街地像をビジョンとしてもつことは重要であるが、その実現には長い時間がかかることが予想される。特に、世田谷区は道路等の都市基盤の整備が不十分であり、その整備を早期に実現することは困難である。従って、今ある安全ストックの活用や推進中の街づくりの動向等に着眼した、緊急対応的な施策を重視して段階的に整備していくことをめざす計画とする。

### (3) 災害予防とともに、応急対策、復旧・復興計画も考える

防災街づくり基本方針は都市整備分野の計画であり災害予防的（事前復興）な性格が強いが、阪神・淡路大震災の教訓として、災害発生時の応急対策や復旧・復興計画も重視する。

発災から復旧・復興に至るまでの過程を時間軸の中でとらえ、それぞれの段階に対応した防災街づくりを事前に準備していくこととする。応急対策や復旧活動といったソフトな施策をハードな側面から支えていくことをめざす計画とする。

### (4) 区民と区との協働作業として防災街づくりを進める

阪神・淡路大震災では、発災直後の対応から復興事業の推進に至るまで、地域のコミュニティの力や住民自治の重要性が多く指摘された。防災街づくりの推進にあたって、「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神を重視し、区と区民の役割を相互に確認しつつ双方の協働作業として進めるとともに、世田谷区街づくり条例に示されている住民参加の方式を活用して、参加型の街づくりの展開をより重視した計画とする。

### (5) 現在、実施している業務に反映していく

この「防災街づくり基本方針」の内容を確実に実現できるように、既にある条例や要綱あるいは方針等のなかに、防災の要素を盛り込んでその改定を図っていくものとする。また、新しい内容や概念については、新規にハンドブック等にまとめて通常業務の中で具体化していくものとし、より実践的な計画とする。

## ■防災環境マップについて

大震災を想定した防災環境の基礎情報を提供するマップで、阪神・淡路大震災をきっかけに、平成8年3月に作成した。

区民と行政が、ともに世田谷区の防災について考え、課題を見い出しながら、安全なまちづくりを行っていく際の手掛かりとなるものである。

作成にあたっては、次のことに留意した。

- 阪神・淡路大震災クラスの巨大地震を想定した。
- 地震による建物の倒壊、市街地大火、避難困難、消防活動に関する困難要因を明示し、地域の防災上の課題を読み取れるようにした。
- 救援・救護等の応急施設の分布を明示し、区民と区が協働した防災まちづくりを展開するための資料とした。
- 原則として、身近な街区単位で情報を整理し、わかりやすくした。



# 2. めざすべき防災市街地像＝防災生活圏

## 2-1 防災生活圏の考え方と構成要素

東京都では、木造住宅密集地域など災害危険度の高い地域を改善し、防災都市づくりを進めるための指針として、昭和56年に「都市防災施設基本計画」を策定し、「逃げないですむまちづくり」及び「火を出さない、火をもらわない」という基本理念のもとに、延焼遮断帯（7頁参照）で囲まれた**防災生活圏の形成**をめざしている。

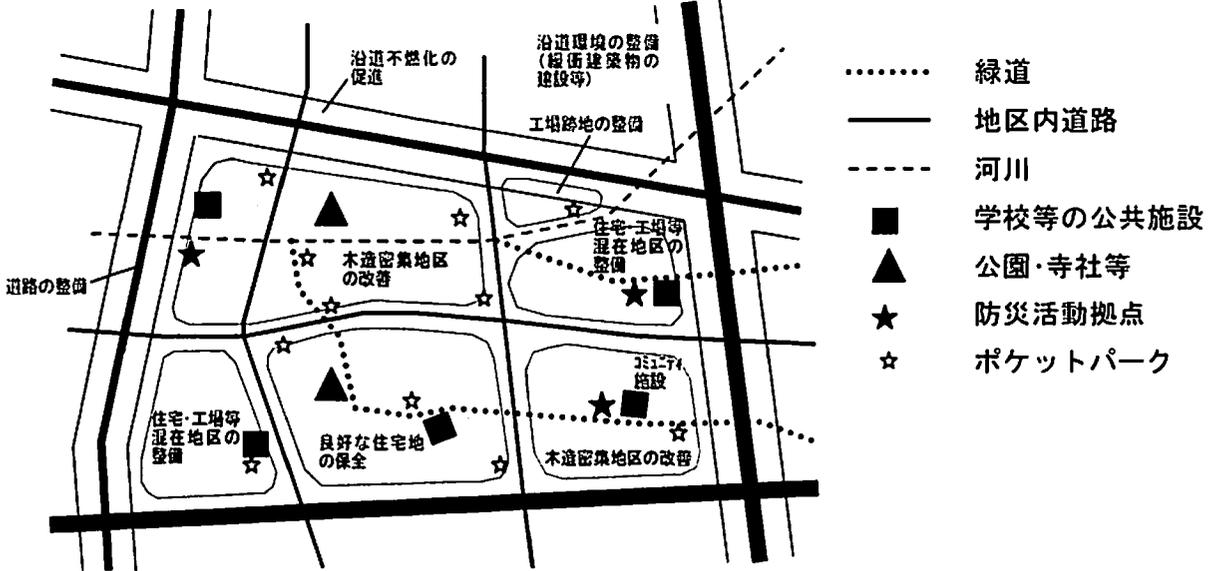
この計画は、不燃空間の形成が困難な市街地において、一定地区を防災生活圏として指定し、周りを延焼遮断帯で囲み、居住環境の改善を図りつつ、圏域内での防災性能の向上を図ることをめざしたものである。

防災生活圏は、概ね小・中学校区程度（平均65ha）の広さで、都区部で約700ブロックが設定されている。延焼遮断帯は、道路・河川・鉄道及び公園を骨格として整備するとしており、計画総延長は約1240km（道路940km、河川190km、鉄道100km、公園（緑道）10km、平成7年3月現在の整備済路線延長は811km、未整備路線延長は429kmである（図2-2）。

世田谷区では、地域防災計画等の中で位置づけているように、防災生活圏の考え方を受けて「災害に強い街づくり」を進めており、この防災街づくり基本方針がめざす世田谷の防災市街地像は、**防災生活圏の形成**である。

しかし、世田谷区の延焼遮断帯の現況（図2-3）としては、骨格防災軸は完成しているが、主要延焼遮断帯では世田谷通り、目黒通り、上北沢以西の甲州街道しか連続性のあるものがない。また、その他の延焼遮断帯は部分的なものにとどまっており、防災生活圏の形成に向けての課題は大きい。

図2-1 防災生活圏づくりのイメージ



【「延焼遮断帯」について】

延焼遮断帯とは、道路・河川・鉄道・公園・緑道等の都市施設を骨格として活用または整備し、必要な場合にはこれらの施設とその沿線建築物の不燃化を組み合わせることにより、火災の延焼を防止するものである。

延焼遮断帯は、防災的な観点から表2-1のように、骨格防災軸・主要延焼遮断帯・延焼遮断帯の3つに区分されている。

表2-1 延焼遮断帯の区分

延焼遮断帯の重要度による区分		防災上の重要度
①骨格防災軸 (参考値：約3～4kmメッシュ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的な都市構造からみて、骨格的な防災軸の形成を図るべき路線</li> <li>◎大環状防災軸 (注)</li> <li>◎主要な幹線道路 (広域幹線道路及び広幅員の骨格幹線道路)</li> </ul>	高 ↑
②主要延焼遮断帯 (参考値：約2kmメッシュ)		
③延焼遮断帯 (参考値：約1kmメッシュ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災生活圏を構成する延焼遮断帯</li> <li>◎上記①及び②以外で、防災生活圏を構成する延焼遮断帯</li> </ul>	↓ 低

注) 大環状防災軸：危険度の高い木造密集地域を貫く環状方向の幹線道路 (環状6号、環状7号、環状8号) や東部河川  
(「東京都総合3か年計画 (平成7年)」より)

表2-2 東京都「防災都市づくり推進計画〈基本計画〉」(平成8年3月)における延焼遮断帯形成の判定基準

道路	以下の、判定基準ⅠまたはⅡに該当する路線 <b>■判定基準Ⅰ</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幅員40m以上 (*1)</li> <li>・幅員25m以上35m未満かつ耐火造比率30%以上</li> <li>・幅員20m以上25m未満かつ耐火造比率50%以上</li> <li>・幅員16m以上20m未満かつ耐火造比率70%以上</li> </ul> のいずれかに該当する路線のうち、焼け止まり効果 (*2) があると判断された路線。 <b>■判定基準Ⅱ</b> 都市防災不燃化促進事業実施路線 (事業終了・事業中) かつ耐火造比率60%以上
鉄道	幅員40m以上 (*1)
河川	幅員40m以上 (*1)
不燃空間	耐火造比率 (*3) 70%以上 耐火造比率 (*3) 60%以上かつ防火地域のいずれか

(\*1) 「東京都の市街地状況調査報告書 (東京消防庁・平成7年3月)」における大規模空地の定義

大規模空地：次のいずれかに該当する不燃領域  
 ア. 幅員40m以上の河川、軌道等及びこれに連なる用地からなる不燃領域  
 イ. 短辺40m以上で面積が3000㎡以上の公園、墓地、運動場及びその他の空地で当該部分にある建築物の建ぺい率が2%以下の不燃領域

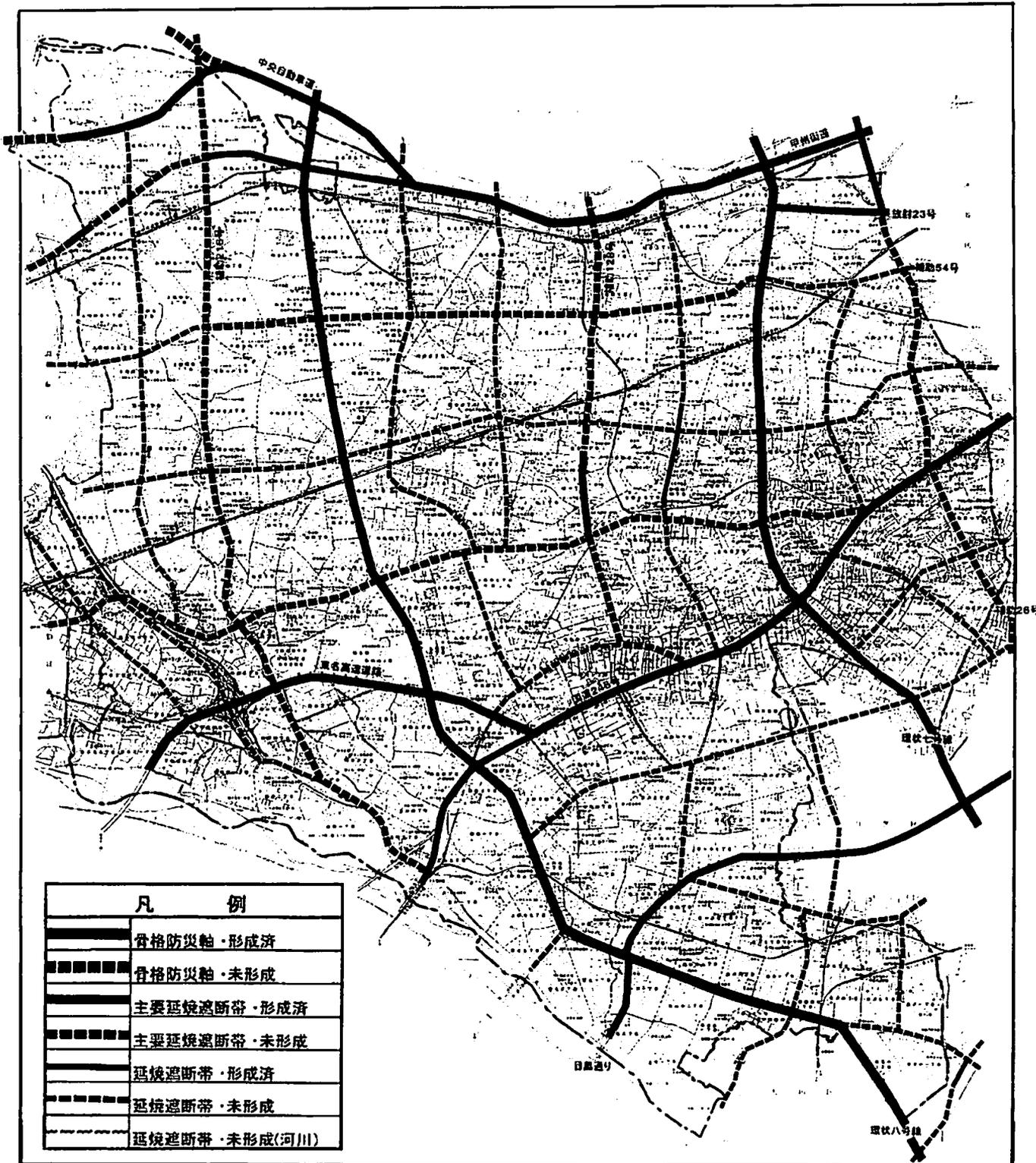
(\*2) 「地震時における焼け止まり効果の測定に関する調査研究 (東京消防庁・平成4年3月)」

(\*3) 町丁目単位

※ 現在、整備が進められている放射23号線等の都市計画道路や、道路として完成している幹線道路 (環状七号線、環状八号線、目黒通り) は延焼遮断帯形成済とする。



图2-3 世田谷区の延焼遮断帯の現況



## 2-2 防災生活圏形成に向けての課題

防災生活圏の形成に向けての課題として以下の点が指摘できる。

### (1) 延焼遮断帯の形成

防災生活圏の外周部分を構成する延焼遮断帯の形成状況は図2-5に示すとおりである。ここでは、延焼遮断帯の形成済部分が、外周の5割未満である防災生活圏を、未形成の防災生活圏とした。この結果をみると、区内の8割近くが、延焼遮断帯が未形成の防災生活圏となっており、その整備は容易ではないことが指摘できる。

### (2) 防災生活圏内の防災環境の向上

防災生活圏は、延焼遮断帯となる外周部と、防災環境の整った内部によって構成される。防災生活圏内の防災環境の評価を「世田谷区防災環境マップ」にもとづいて整理すると、図2-6～9に示すとおりである。なお、防災生活圏の単位は、阪神・淡路大震災の教訓から災害時に大きな役割をもつことが予想される小学校程度の規模であるが、その区域は一致していない。(防災生活圏数は73、小学校数は64である)

#### ① 建物倒壊の危険性(昭和56年以前木造建物棟数密度分布) ----- 図2-6

「昭和56年以前木造建物棟数密度分布」による評価である。ここでは建物倒壊の危険性について、この棟数密度30棟/ha以上の街区が防災生活圏の中で5割以上であるものを危険性の高い防災生活圏とした。なお、区の全建物の平均棟数密度が42棟/ha、非耐火建物棟数密度が33棟/haである。

この結果をみると、区北東部と奥沢地区での危険性が指摘できる。

#### ② 火災の危険性(不燃領域) ----- 図2-7

東京都防災都市づくり推進計画の中で、市街地の基礎的安全性の指標として不燃領域率40%以上という数字を挙げている。火災の危険性についてはこれを参考に、不燃領域が概ね4割未満の防災生活圏を危険性の高い防災生活圏とした。ここでいう不燃領域率とは区域内での、道路・公園等の空地と不燃化建物の敷地の合計の割合を意味している。

この結果をみると、概ね区東部全域での危険性が指摘できる。

#### ③ 避難の円滑性(広域避難が困難な区域) ----- 図2-8

ここでは避難の円滑性について、広域避難が困難な区域(広域避難場所まで1km以上)が概ね5割以上の防災生活圏を危険性の高い防災生活圏とした。なお、評価にあたっては、平成10年5月に指定された広域避難場所も含んでいる。

この結果をみると、環状7号線の沿道地域や奥沢等区南東部での危険性が指摘できる。

④ 消防活動の円滑性（震災時に消防活動が不便な区域） ----- 図 2 - 9

ここでは消防活動の円滑性について、震災時に消防活動が不便な区域が概ね 5 割以上の防災生活圏を危険性の高い防災生活圏とした。震災時に消防活動が不便な区域とは、6 m 以上の幅員をもつ道路が少ない地域と消防水利が不足している地域が該当する。この結果をみると、区北部に危険性の高い地域があることが指摘できる。

以上のように、防災生活圏内でも、地域によって固有の防災環境上の課題をもっていることがわかる。

(3) 問題地区での防災街づくりの重点的な推進

延焼遮断帯の形成状況（図 2 - 5）と防災生活圏内での防災環境の評価（図 2 - 6 ~ 9）を重ね合わせて、それぞれ危険性の比較的低い防災生活圏を 0、危険性の比較的高い防災生活圏を 1 として、危険性の高い程度によって、A（0 ~ 1 点）、B（2 ~ 3 点）、C（4 ~ 5 点）の 3 ゾーンに分類した。（図 2 - 4、10）

この結果をみると、多摩川沿いの地域を除けば、全域で何らかの問題を抱えていることがわかるが、特に北沢などの区の北東部、奥沢周辺等区南東部に課題の多い C ゾーンが集まっていることが指摘できる。これらの地域は、重点的な防災街づくりを推進することが必要である。

図 2 - 4 防災生活圏についての現況評価の方法

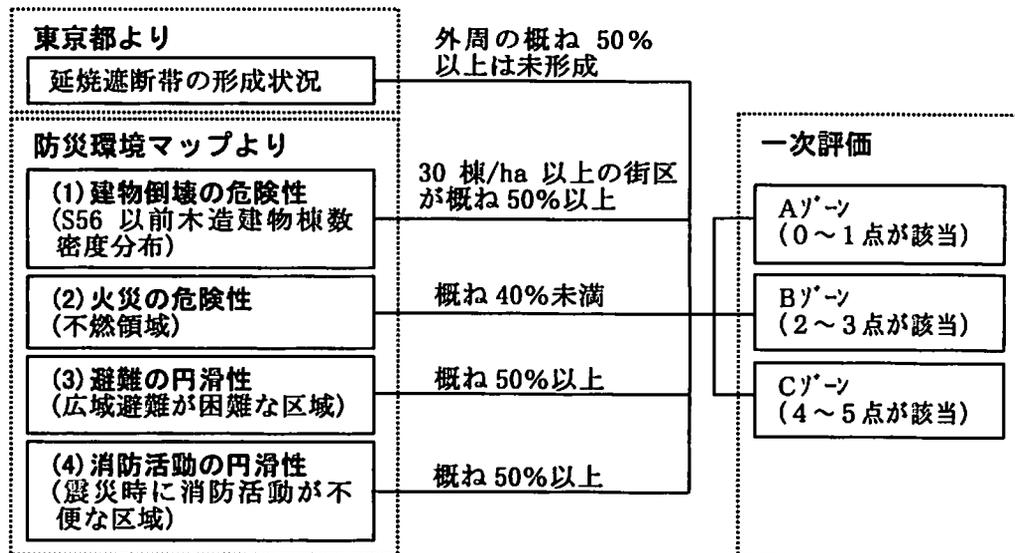


図 2 - 5 延焼遮断帯の  
形成状況

凡例	
	延焼遮断帯の形成済部分が外周の5割未満の防災生活圏
	延焼遮断帯の形成済部分が外周の5割以上の防災生活圏

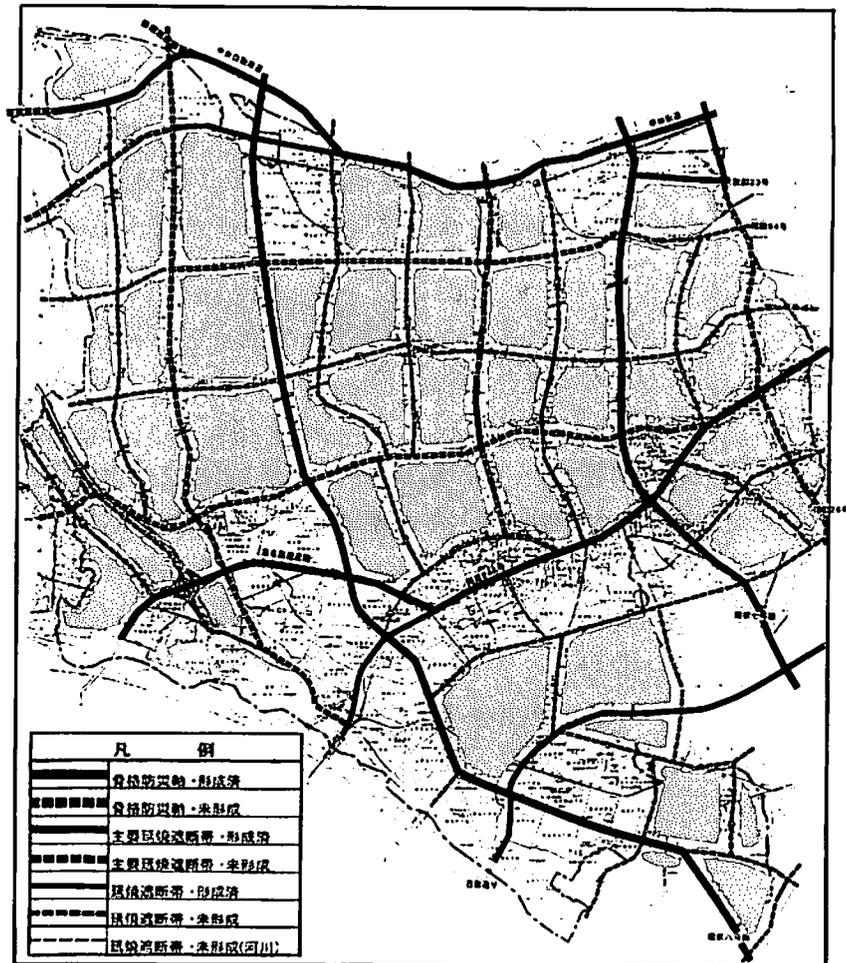


図 2 - 6 建物倒壊の危険性

凡例	
	「昭和 56 年以前木造建物棟数密度分布」で 30 棟/ha 以上の街区が概ね 5 割未満の防災生活圏
	「昭和 56 年以前木造建物棟数密度分布」で 30 棟/ha 以上の街区が概ね 5 割以上の防災生活圏

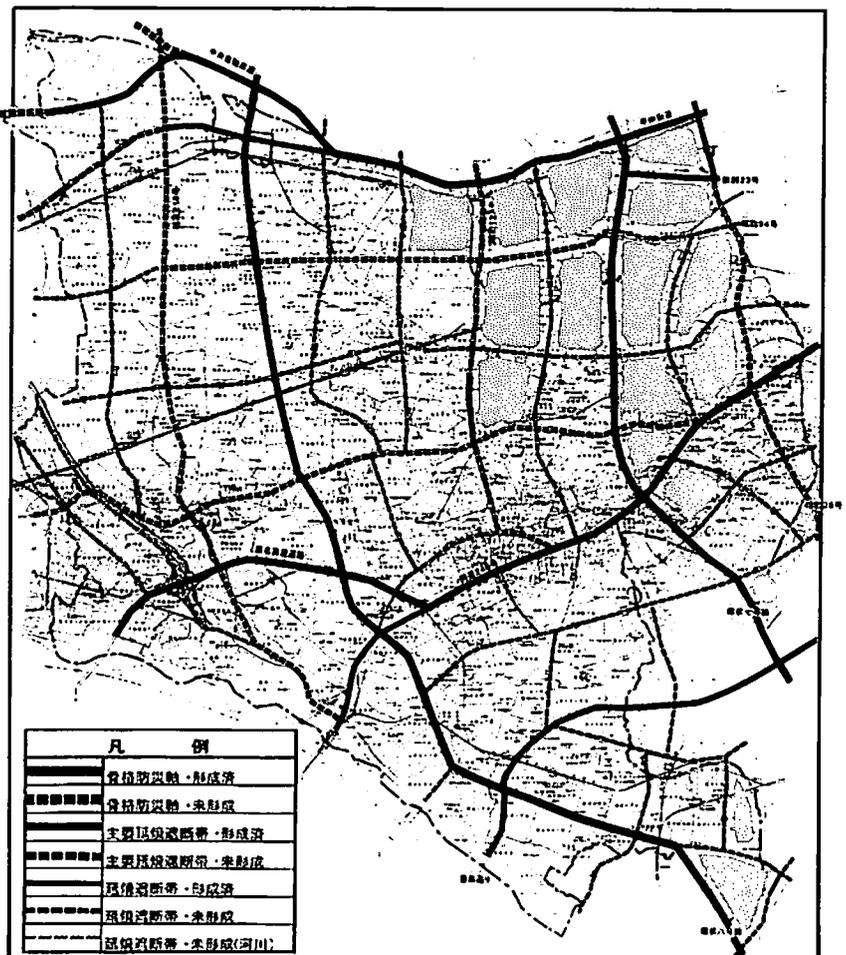
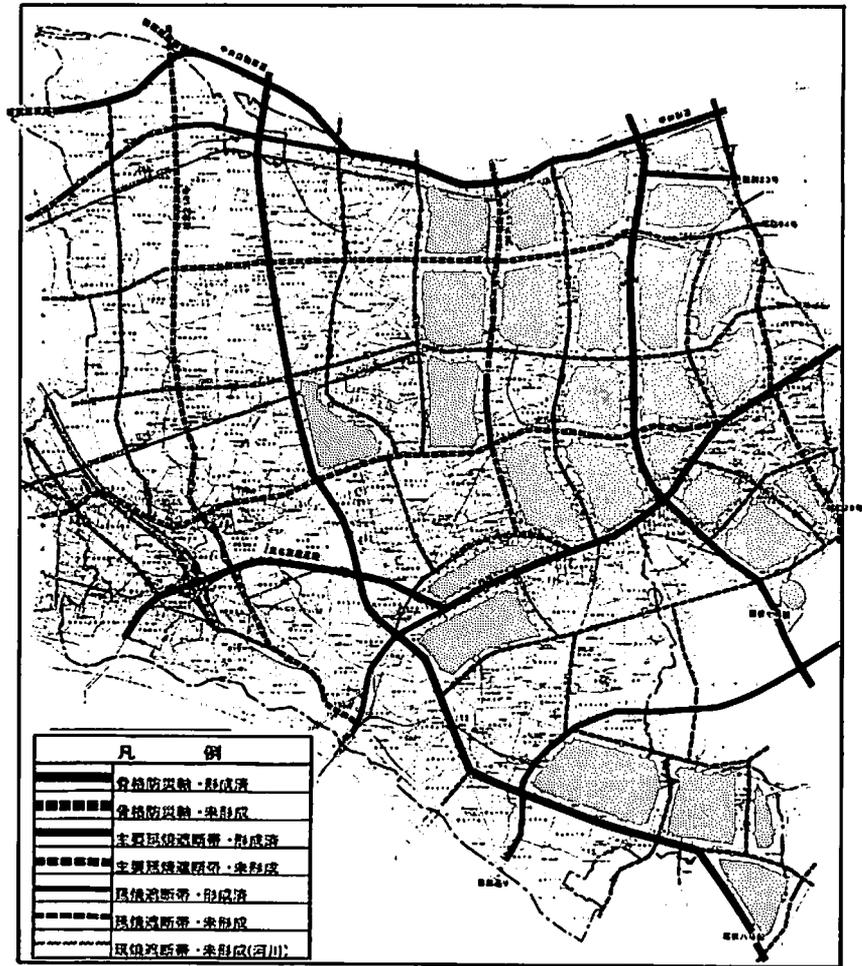
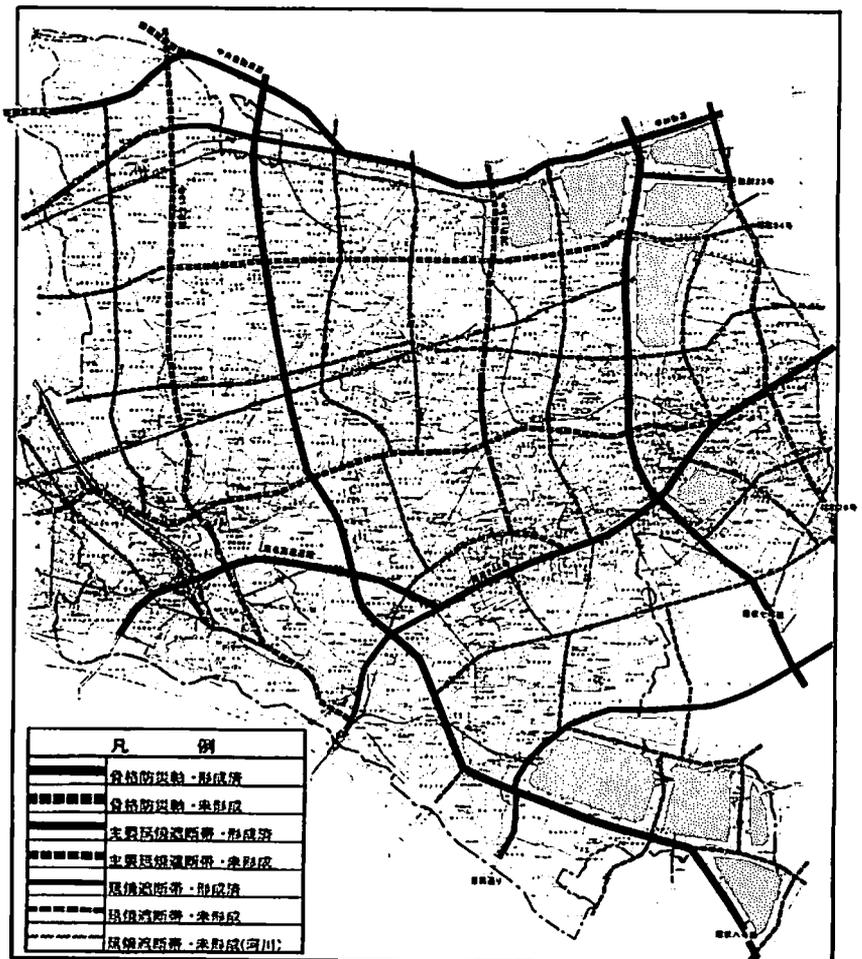


図 2-7 火災の危険性



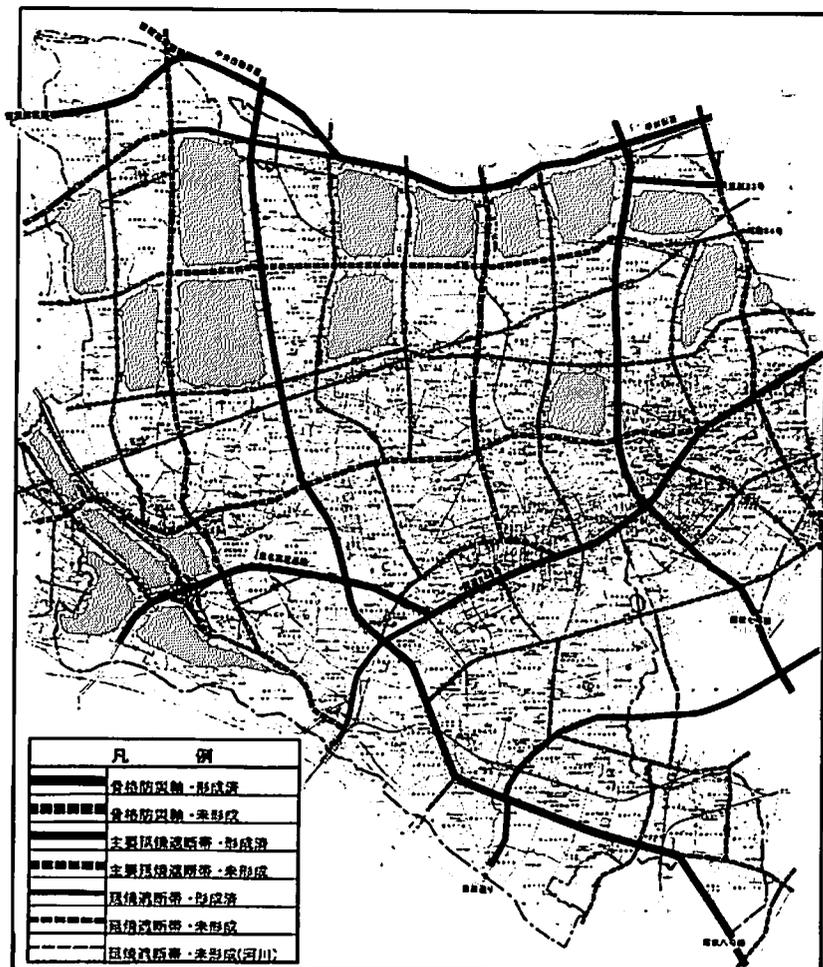
凡例	
	「不燃領域」が概ね4割未満の防災生活圏
	「不燃領域」が概ね4割以上の防災生活圏

図 2-8 避難の円滑性



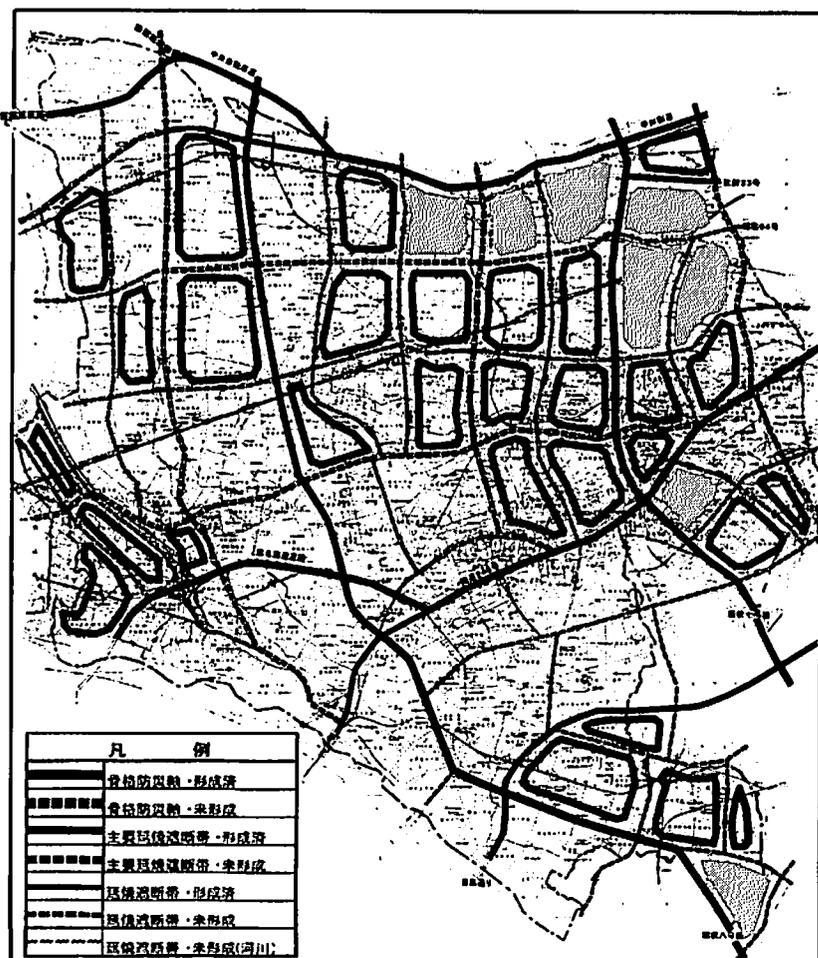
凡例	
	「広域避難が困難な地域」が概ね5割未満の防災生活圏
	「広域避難が困難な地域」が概ね5割以上の防災生活圏

図 2 - 9 消防活動の円滑性



凡例	
[Stippled pattern]	「震災時に消防活動が不便な地域」が概ね5割未満の防災生活圏
[Solid black line]	「震災時に消防活動が不便な地域」が概ね5割以上の防災生活圏

図 2 - 10 延焼遮断帯と防災環境マップによる防災生活圏の現況評価 (一次評価)



凡例	
[White box]	Aゾーン (0~1点)
[Black outline box]	Bゾーン (2~3点)
[Stippled pattern box]	Cゾーン (4~5点)

## 2-3 防災生活圏づくりとミニ防災生活圏

### (1) 防災街づくりの目標とミニ防災生活圏

世田谷区においても防災生活圏の形成は、防災街づくり基本方針で目標とする防災市街地像であるが、図2-3にあるように延焼遮断帯のほとんどが未整備であるので、防災生活圏の形成は実質的に長期的な目標といえる。また、区内には防災上の課題を持つ地域が多く、ある地域にまとまって分布していることもあり、防災対策が緊急課題であることは明らかである。

そこで当面の対応としては、以下のように位置づける。

- ① 整備の必要性、可能性の両面から延焼遮断帯の整備を早急に進めるべき地域では、まず外周道路の整備やその沿道不燃化を進めることで延焼遮断機能の確立を図り、併せて広域避難場所への経路の確保を図り、防災生活圏の形成を図る。
- ② 延焼遮断帯の整備の見通しが当面ない防災生活圏では、その内部で緑道等の既存のストックや主要生活道路などを活用して、整備の比較的容易な区画化を図り、災害時の安全な広域避難を可能にすることを目標とする。
- ③ なお最終的には、世田谷区全域において延焼遮断帯の形成により防災生活圏の外周を整備し、既存のストックや主要生活道路等による区画化により防災生活圏内部の安全化を図ることで、「逃げないですむまち」を形成することを目標とする。

この防災生活圏内部での既存のストックや主要生活道路等による区画を「ミニ防災生活圏」と呼称する。

### (2) ミニ防災生活圏の考え方

「ミニ防災生活圏」は、既存のストックを活用して防災生活圏を細分化し、その延焼遅延効果に期待し、災害時の避難を助け、消防活動を円滑にするものである。

防災生活圏はほぼ1km程度の延焼遮断帯の網に囲まれた地域であるのに対し、この「ミニ防災生活圏」は基本的には主要生活道路に囲まれたほぼ500m四方の空間とする。

しかし、区が進めている主要生活道路の整備は、現在第一ステージの整備段階であり、それだけでミニ防災生活圏の形成を図るのは必ずしも現実的ではない。そこで主要生活道路以外で、延焼遅延効果があるものも同様に扱うこととする。これらにより、延焼遅延効果を線的・面的に持っているものを「延焼遅延帯」とし、次のように定義する。

延焼遮断帯	市街地大火を焼け止まらせるため、計画的に構成された帯状の領域(表2-2)
延焼遅延帯	主要生活道路、幅員8mの既存道路(※)、鉄道敷・河川、広域避難場所、大規模施設用地、一団地の住宅施設、公園・運動場、公共施設といった不燃的要素により、延焼遅延効果を線的・面的に持っているもの

※なお、阪神・淡路大震災での報告として、「風向・風速や建物の倒壊状況によっても異なるが、8m以上の道路や周辺空地を有する場合には焼け止まりとなったケースが多く認められた」(「兵庫県南部地震に伴う市街地大火の延焼動態調査報告書」、H7.12、東京消防庁)とあり、概ね8mの空間が延焼遮断あるいは延焼を遅延させる効果があると考えられる。

### (3) ミニ防災生活圏の形成状況

以下の考え方にもとづくミニ防災生活圏の形成イメージは、図2-11に示すとおりである。また、ミニ防災生活圏の形成状況は以下の考え方にもとづいて評価した。

#### 《考え方》

- ・延焼遮断帯が形成済、あるいは都市計画道路によりミニ防災生活圏が形成済のもの
- ・主要生活道路によりミニ防災生活圏が形成済のもの  
(主要生活道路第1ステージによりミニ防災生活圏が形成できるもの)
- ・主要生活道路以外の延焼遅延帯によりミニ防災生活圏が形成済のもの  
(不燃領域面積を除外すれば20ha~30ha程度になるミニ防災生活圏が形成されているもの)

この結果をみると、区の中央部から南部にかけてミニ防災生活圏が形成されている地域が多く見られる(図2-12、13参照)。またミニ防災生活圏が形成されていない地域は、図2-5~10に示されるように延焼遮断帯が未整備であるなど防災上の課題の多い地域でもある。このような地域の優先的な整備が必要であり、延焼遅延効果を持つ要素の発見と整備またそれらを充実させ、結びつけていくための整備が必要である。

図2-11 防災生活圏とミニ防災生活圏のイメージ

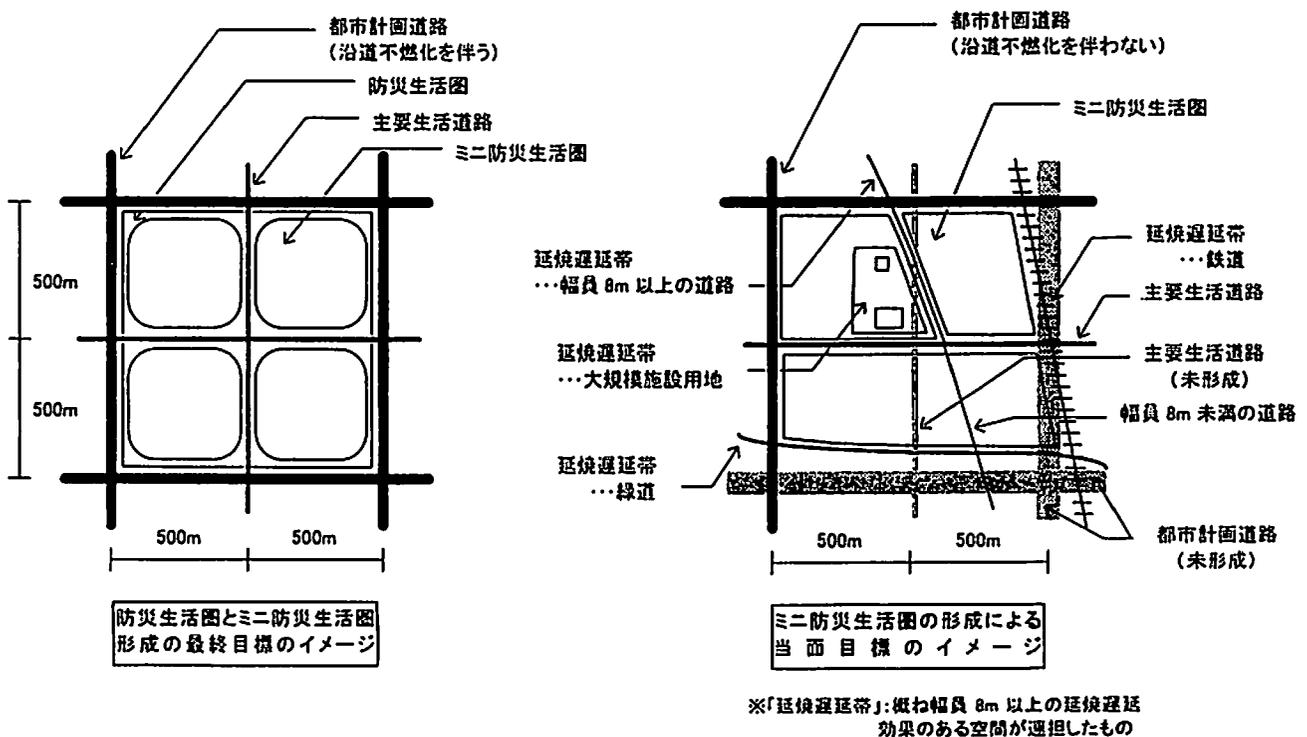
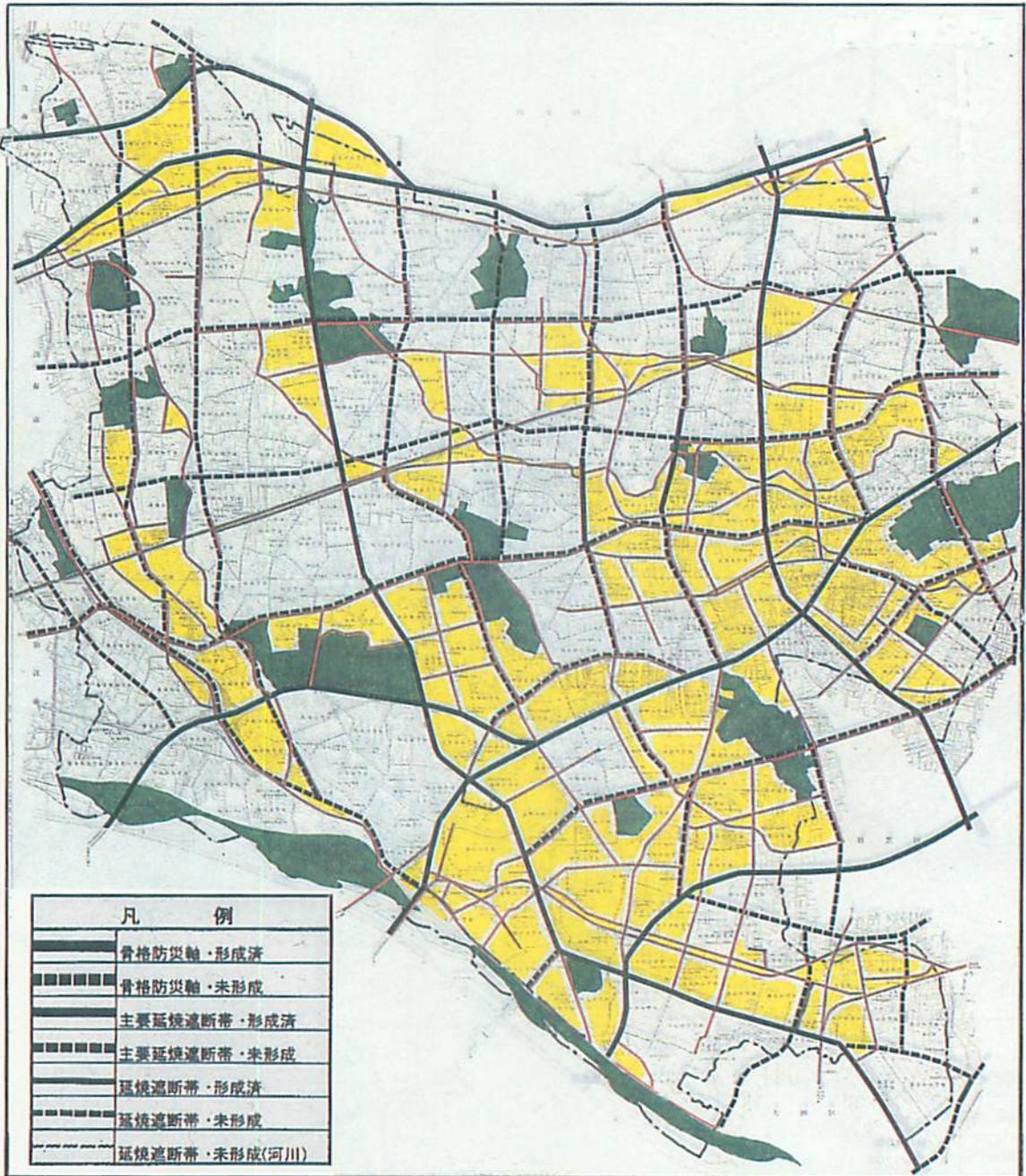


図2-12 ミニ防災生活圏の形成状況



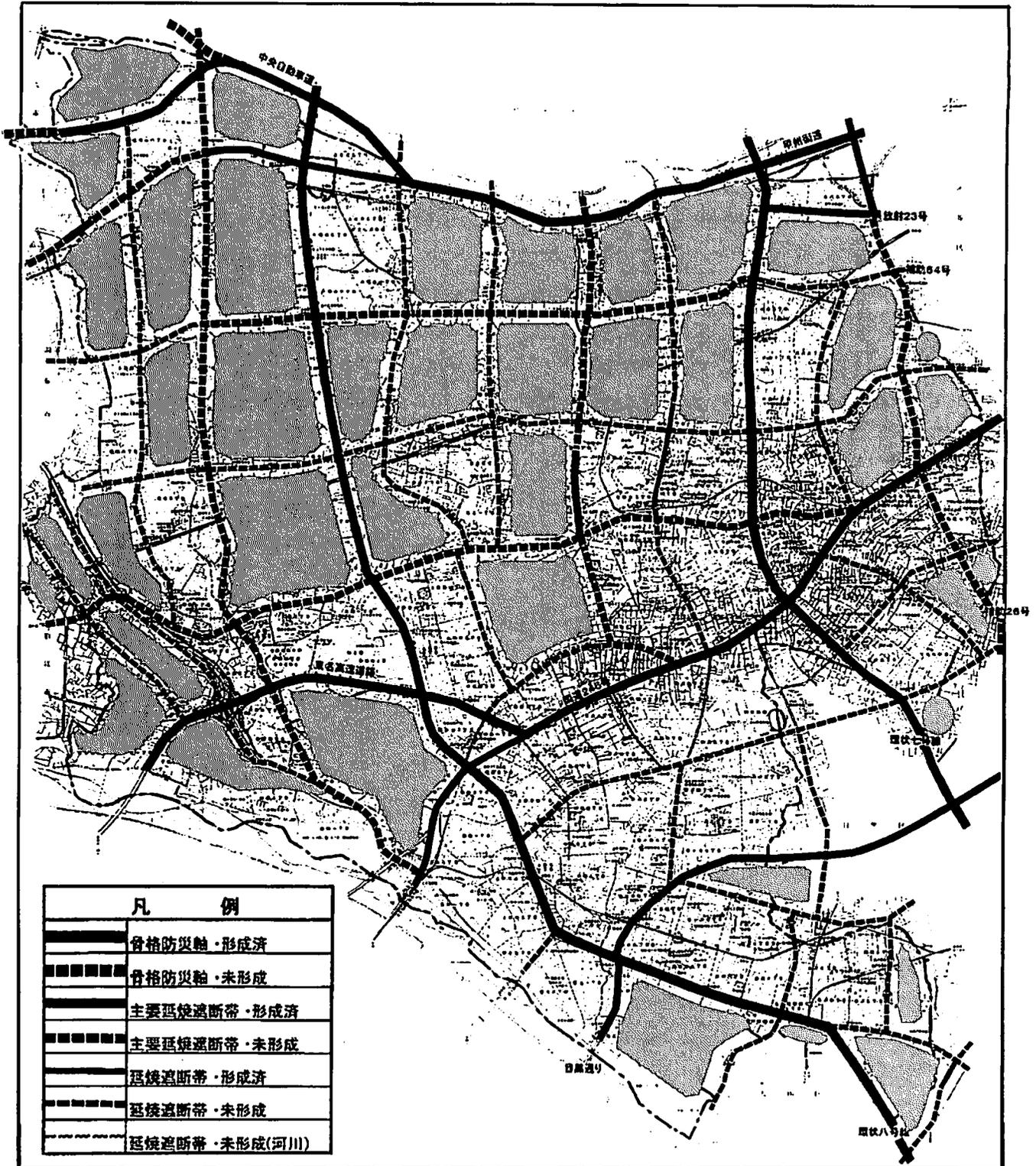
凡例	
	ミニ防災生活圏形成済エリア
	広域避難場所
	延焼遮断帯（形成済）（※1）
	延焼遮断帯（未形成）（※1）
	延焼遅延帯（形成済）（※2）

※1 延焼遮断帯の形成・未形成の評価基準は、表2-2（7頁）参照

※2 延焼遅延帯の形成・未形成の評価基準は、前ページ参照

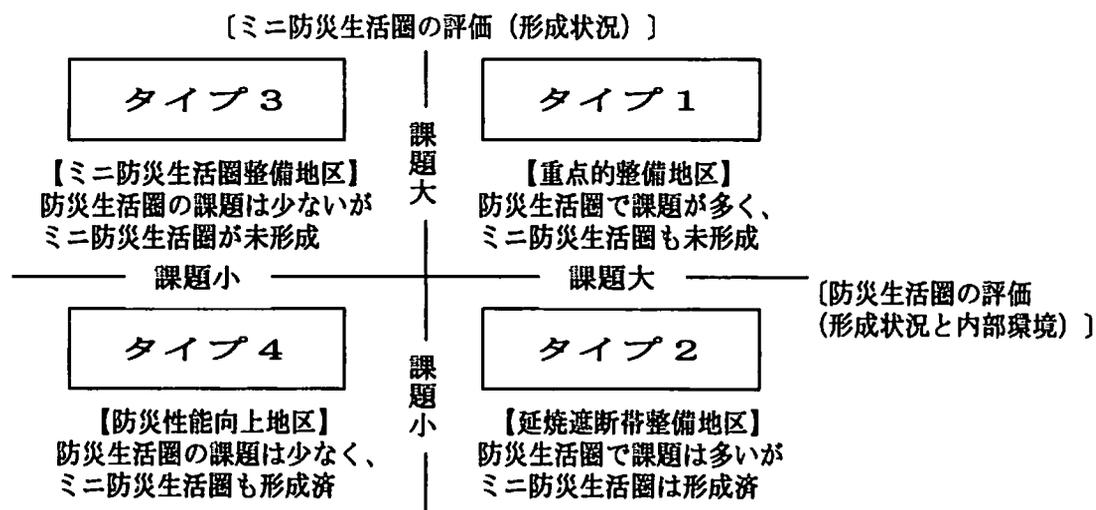
（但し、図面上は主にネットワークを構成している路線を示している）

図2-13 防災生活圏単位でみたミニ防災生活圏の形成状況



#### (4) ミニ防災生活圏の考え方を取り入れた総合的な防災環境の評価

2-2で示したように、防災生活圏を単位とした防災環境の評価に加えて、ミニ防災生活圏の考え方を入れた総合的な評価が図2-14である。この評価は次の方法で位置づけている。(図2-10と図2-13を組み合わせた評価)

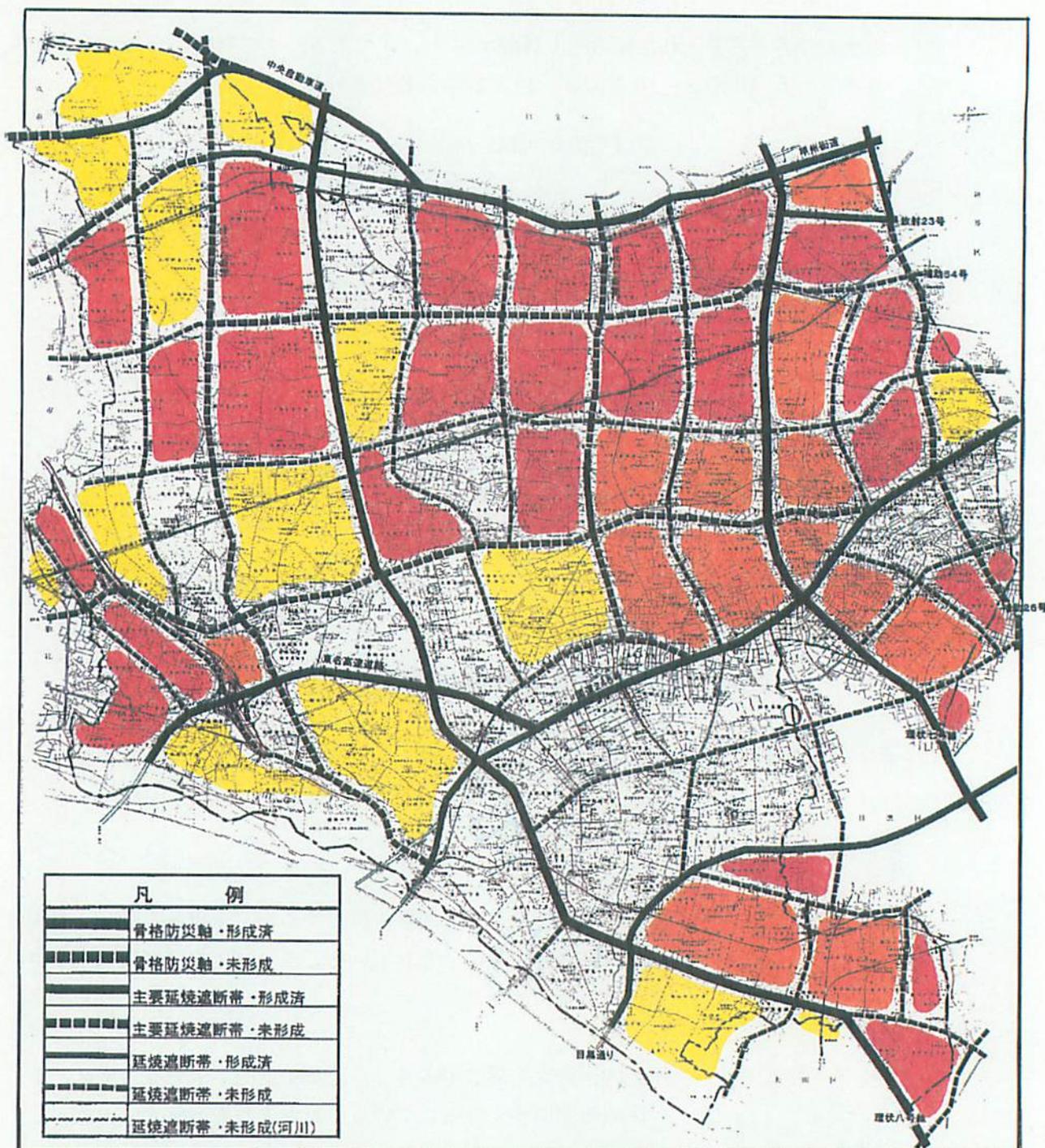


※ 防災生活圏の評価について、図2-10でB・Cゾーン(2つ以上の要素で問題があるもの)を「課題大」とする。

図2-14の結果をみると、以下の点が指摘できる。

- ①タイプ1地区 —— 重点的な整備地区と位置づけられるが、主に区北東部に集中的に連担している。(24頁「(3)「注意地区」での防災街づくりの推進」参照)
- ②タイプ2地区 —— 防災生活圏の形成上の問題地区であるが、区東部の環状7号線及び環状8号線沿道に分布している。タイプ1の地区に隣接していることが特徴である。
- ③タイプ3地区 —— 比較的、防災生活圏が広くミニ防災生活圏が未形成の地区であるが区の西部に多く分布している。基盤未整備地区といえる。
- ④タイプ4地区 —— 比較的、防災上の問題が少ない地区であるが、区南部の基盤整備地区や大規模施設立地地区が該当している。

図 2-14 防災生活圏及びミニ防災生活圏の総合評価



凡 例	
	<b>タイプ1</b> : 重点的整備地区(防災生活圏で課題が多く、ミニ防災生活圏も未形成)
	<b>タイプ2</b> : 延焼遮断帯整備地区(防災生活圏で課題は多いが、ミニ防災生活圏は形成済)
	<b>タイプ3</b> : ミニ防災生活圏整備地区(防災生活圏の課題は少ないがミニ防災生活圏が未形成)
	<b>タイプ4</b> : 防災性能向上地区(防災生活圏の課題は少なく、ミニ防災生活圏も形成済)

# 3. 防災街づくりの方針

## 3-1 防災生活圏及びミニ防災生活圏の形成整備

### (1) 延焼遮断帯及び延焼遅延帯の整備

防災生活圏及びミニ防災生活圏の外周部を構成する延焼遮断帯及び延焼遅延帯の整備の方針は以下のとおりである。

#### ① 延焼遮断帯の整備

- ・延焼遮断帯を構成する都市計画道路の整備を促進する。特に、災害の危険性が指摘される区北東部の防災生活圏を形成するための都市計画道路については、優先的に整備を図る。
- ・そのために、「道路整備方針」において、防災生活圏形成のため、東京都の「区部における都市計画道路の第三次事業化計画」の策定にあたり、区の要望として、この基本方針に示す「注意地区」を優先していくことを明示していく。
- ・延焼遮断効果を高めるために延焼遮断帯に位置づけられる都市計画道路等の沿道の不燃化や緑化あるいは空地の確保を進めるとともに、広域避難の安全性を高めるために歩道の拡充や危険要因の除去を図る。
- ・現在、事業中の小田急線の連続立体化事業に伴って、環境側道とあわせて延焼遮断帯として機能できるような整備を進める。

#### ② 延焼遅延帯の整備

- ・延焼遅延帯を構成する幅員8m以上の主要生活道路の整備を促進する。特に、防災生活圏形成上の課題が多い地区において、優先的な整備を図る。
- ・そのために、「道路整備方針」において、主要生活道路の拡幅整備にあたって、ミニ防災生活圏形成の不足地域を優先事業として取り上げていく。
- ・延焼遅延帯を構成する8m以上の幅をもつ、鉄道敷、河川、緑道、大規模施設用地、一団地の住宅施設、公園・運動場、公共施設、不燃化建物群等の既存のストックを活用して、それらをつなげて延焼遅延効果をもつ空間のネットワーク化を図る。
- ・特に、延焼遅延効果が期待される空間帯が、一部分断されているところは、不燃化や緑化や空地化によって連続した延焼遅延帯としての整備をはかる。
- ・延焼遅延帯を構成する空間帯の周辺の不燃化や安全化を図り、少しでも延焼遅延効果を高めるとともに、避難活動や消防活動に有効な空間帯としていく。
- ・道路以外での延焼遅延帯の整備にあたっては、緑化の推進や親水空間の整備等、延焼遅延効果の拡大とともに、潤いのある環境形成に配慮する。

#### ③ 防災生活圏及びミニ防災生活圏の形成整備

- ・区内の8割近い地区で防災生活圏を構成する延焼遮断帯が未形成であることから、必要性和可能性の高い路線から優先的に整備を推進して、防災生活圏の形成につとめる。

- ・防災生活圏の形成が困難であったり、より長期化することが予想される地区では、防災生活圏の課題が多い地区から優先的に、延焼遅延帯の整備を推進して、ミニ防災生活圏の形成を図る。
- ・これらの延焼遮断帯及び延焼遅延帯は、将来的には両方とも整備することによってより防災性能の向上が期待されるので、最終的には、防災生活圏とミニ防災生活圏によって構成される防災街づくりをめざす。
- ・以上の防災生活圏及びミニ防災生活圏の形成のために、「地先道路整備方針」において、「整備の求められる地区の設定」の総合評価に、この基本方針の「注意地区」（24頁参照）を整合させ、事業優先地区を再評価していく。

## （2）防災生活圏内部の防災性能の向上

防災生活圏は、外周部の延焼遮断帯と内部の防災性能の向上とをあわせて、はじめて有効となる。防災生活圏内部の防災性能の向上の方針は以下のとおりである。

### ① 建物の不燃化、安全化の推進

- ・建物の倒壊や火災の類延焼を防止するために、個々の建物の不燃化や安全化を進める。これらを推進するにあたって、区の支援方策を強化する。
- ・特に、老朽木造建築物が密集している地区では、重点的な不燃化や共同化・協調化の誘導、土地の細分化防止等、密集住宅市街地整備促進事業等の活用により整備を進める。
- ・また、都市計画の変更時には、防災生活圏形成のために、幹線道路等に沿って防火地域の指定をすることを検討していく。
- ・建物の倒壊を防ぐために、柱や壁、筋かい、接合部の強化等、既存建物の補強を啓発していく。また、建物の耐震診断や補強に対して、区民への啓発を進めるとともに、区の支援方策を強化する。
- ・「世田谷区防災環境マップ」における建物倒壊の危険性が高い地域での「耐震診断」をより一層徹底していく。また、神戸などで見られたように、幹線道路沿いに建つ新耐震設計基準以前のビルが倒壊して消防活動の妨げになることがないように新たな耐震診断を普及していく。
- ・広告看板や窓ガラス等、落下物による危険が予想される部分の改善を進めるとともに、災害時に倒壊が危惧されるコンクリートブロック塀の改善を進める。

### ② 細街路の整備

- ・延焼遅延、避難活動、消防活動の円滑化のために、細街路の拡幅整備をはかる。狭あい道路拡幅整備事業を活用して4m未満の狭あい道路の4m幅員の実現を積極的に推進するとともに、災害時での防災性能の向上のために有効な6m程度の幅員をもつ道路空間の確保につとめる。
- ・不整形の道路やクランク状の道路の改良を図るとともに、二方向避難が可能となるような行き止まり路の解消を図る。

- ・有効幅員を確保するために、路上に突出する電柱、看板、違法駐車、放置自転車、自動販売機等の撤去や後退を誘導する。
- ・これらの細街路の整備にあたっては、障害者や高齢者を含めた歩行者の安全確保に十分配慮する。

### ③ 公園の整備と空地の確保

- ・公園の整備あるいは再整備にあたっては、災害時の利用を念頭においた整備を進める。耐震性貯水槽や防災用の倉庫などの災害応急対策施設の設置をはじめ、火に強い樹種の植栽や仮設トイレが設置しやすい下水管等の整備、カマドとしても利用できるベンチといった工夫をも取り入れる。充実した公園となるよう都市公園法の改正を要請していく。
- ・災害時の一時避難をはじめ、防災活動の拠点となるような公園・広場及び空地の確保を図る。また、既存の公園・広場及び空地が災害時に有効に機能できるように周辺環境を含めて点検と改良を進める。
- ・既存の施設用地や農地等の大規模な空地は、災害時に防災活動への有効利用が可能となるように、権利者との調整を図り、その活用方法を事前に周辺住民に周知していく。

### ④ 防火水槽等防災施設の整備

- ・消防水利が不足している地域では、都震災予防条例の規定に基づき東京消防庁が進めている100トンの防火水槽の設置を区として受け止めて消防水利の確保をめざす。
- ・また、「集合住宅等建設指導要綱」では、現行の防火水槽の設置基準を容量40トンとしているが、特に大規模建築物については、100トンの防火水槽を設置していくように指導していく。
- ・さらに、消防団や区民の消防活動のための水利を、容量は少なくとも身近に積極的に確保するとともに、緊急時の利用を可能となるような配慮をしていく。
- ・区の施設等の建設にあたっては、防火水槽の設置、防災用倉庫部屋の確保、井戸の整備等を進める。また、消防水利が充足している地域についても、容量や立地を配慮して消防水利の拡充を図る。
- ・緊急時の飲料水の確保のために、区内どこでも2km圏内に給水所の確保を図る。
- ・なお、防災倉庫等の設置は、建築関係法規のなかで用途規制の対象となり、学校敷地等では日影規制等の対象となったり敷地分割を求められ、公園等では建ぺい率の制限を受けること等によって、その設置が妨げられる場合がある。防災施設設置の緊急性を考慮して、これらの制限の緩和や手続きの簡素化を関係機関に要請していく。

### ⑤ 防災に配慮した水と緑の街づくりの推進

- ・雨水の貯留、井戸の活用、用水路や河川の再生、池やせせらぎづくり等、自然の恵みを活用して、災害時の水利として役立つような方策を進める。
- ・公園や広場や空地及び道路沿道には、防火性能の高い樹種を配慮して緑化を進めるとともに、防火水槽の設置等水利の確保につとめる。

- ・既存の樹木や樹林地、農地や緑地は、災害時の防災的な役割に着目して、できるだけ保全につとめる。
- ・ブロック塀の倒壊防止は緑化推進のために生垣化を進める。

#### ⑥ ライフラインの確保と危険要因の除去

- ・共同溝の設置によるライフラインの安全化、耐震化をはかるとともに、主要施設においてソーラーシステムの活用等、ライフラインに代用できる手段の確保につとめる。
- ・地域には、道路や建物の段差、看板や街灯や自動販売機等の落下物、危険物施設等災害時に、被害を拡大するような危険要因が存在する。これらの危険要因を住民参加によって点検し改良を進めていく。

### (3) 「注意地区」での防災街づくりの推進

図2-14に示した防災生活圏単位での総合的な防災環境評価にもとづいて、災害時の危険性が高い地区を「注意地区」として防災街づくりを推進する。地区別の整備方針は以下のとおりである。

#### ① 総合評価類型による防災街づくりの方針

- タイプ1（重点的な整備地区） 該当地区数 27
  - ・防災生活圏の形成状況や内部の防災環境に問題があり、ミニ防災生活圏も形成されていない地区である。「注意地区」に相当しており、重点的な防災街づくりを推進していく。
- タイプ2（延焼遮断帯整備地区） 該当地区数 13
  - ・防災生活圏の形成状況や内部の防災環境に問題があるが、ミニ防災生活圏は形成されている地区である。ミニ防災生活圏をもとに防災性能の向上を図るとともに延焼遮断帯の整備を進めていく。
- タイプ3（ミニ防災生活圏整備地区） 該当地区数 14
  - ・防災生活圏の形成状況や内部の防災環境は問題が少ないが、ミニ防災生活圏は形成されていない地区である。このタイプ3の防災生活圏は面積が大きいブロックが多く、ミニ防災生活圏を形成し、より細かな区画化を図っていく。
- タイプ4（防災性能向上地区） 該当地区数 19
  - ・防災生活圏の形成状況や内部の防災環境の問題が少なく、ミニ防災生活圏も形成されている地区である。区内では相対的に安全性は高い地区であるが、個々の防災性能の向上を進めていく。

#### ② 「注意地区」での防災街づくりの推進

- ・「注意地区」に相当する27地区のうち、既に防災街づくりに取り組んでいる地区は継続して防災街づくり事業を推進していく。「注意地区」でありながら、現在、事業が導入されていない地区には、小規模の地区を除いて地区計画や国や都の密集対策事業の導入も検討していく。特に、奥沢地区等の取り組みを重視する。
- ・「注意地区」に相当する地区のなかには、小田急線連続立体化事業関連での街づくり

の取り組みがあったり、個々の都市計画道路や主要生活道路の事業によって評価が変化する地区を含んでいる。これらの地区は、個別の事業展開をもとに防災街づくりを推進していく。

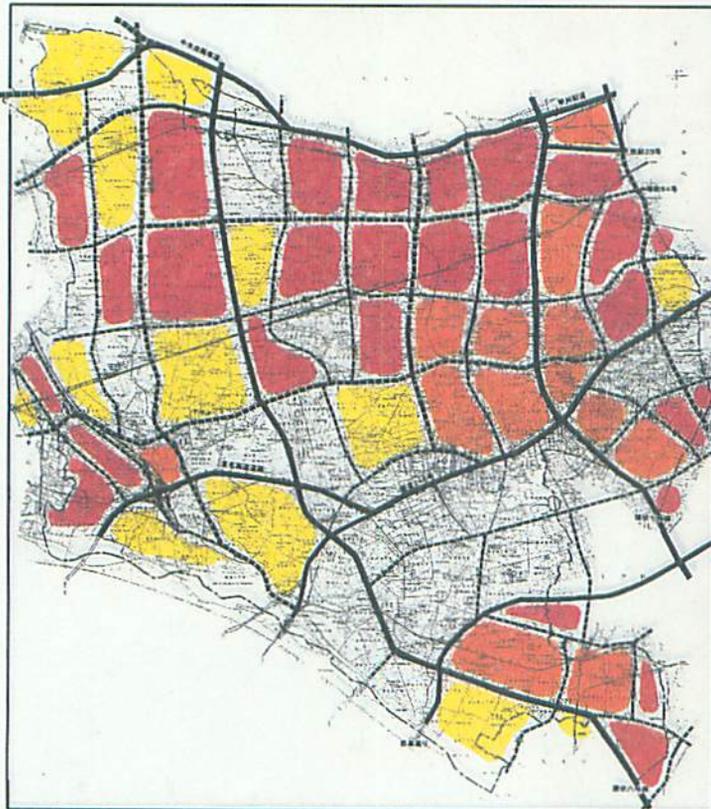
- ・なお、区役所周辺地区は、東京都の防災都市づくり推進計画のなかで、東京都として「重点地区」に指定されており（図3-1参照）、区としての取り組みも進められている地区であるため、「注意地区」に相当する地区として位置づける。

### ③ 防災拠点地区の整備

- ・「注意地区」以外で、区全体として防災の要となりそうな地区で、整備の可能性が高い地区を防災拠点地区として位置づけ、防災街づくりを推進する。以下の地区が該当する。

- ・二子玉川園駅周辺地区 — 多摩川河川敷の広域避難場所に連続する広大な低未利用地の有効利用推進にあたり、都市計画道路や都市計画公園の整備を図る。
- ・国士館大学周辺地区 — 前記した区役所周辺地区に含まれるが、広域避難場所及び周辺整備を図る。
- ・学芸大付属高校周辺地区 — 広域避難場所及び周辺整備を図る。

【 再掲 】 図2-14 防災生活圏とミニ防災生活圏の総合評価

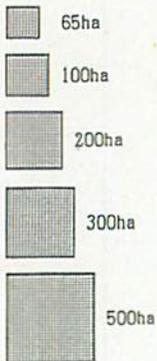
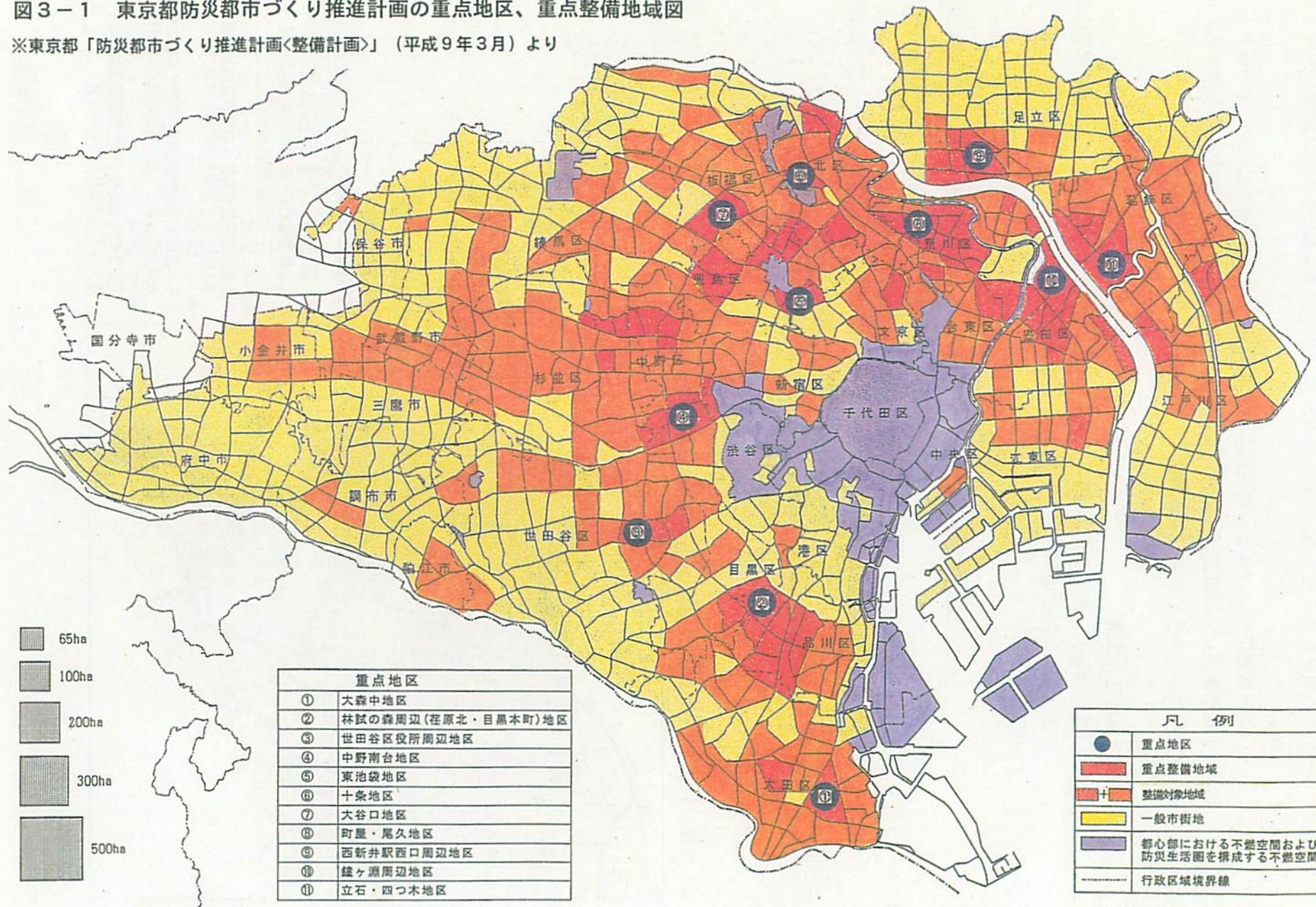


凡 例	
	骨格防災軸・形成済
	骨格防災軸・未形成
	主要延焼遮断帯・形成済
	主要延焼遮断帯・未形成
	延焼遮断帯・形成済
	延焼遮断帯・未形成
	延焼遮断帯・未形成(河川)

凡 例	
	<b>タイプ1 (注意地区)</b> : 重点的整備地区 (防災生活圏で課題が多く、ミニ防災生活圏も未形成)
	<b>タイプ2</b> : 延焼遮断帯整備地区 (防災生活圏で課題は多いが、ミニ防災生活圏は形成済)
	<b>タイプ3</b> : ミニ防災生活圏整備地区 (防災生活圏の課題は少ないがミニ防災生活圏が未形成)
	<b>タイプ4</b> : 防災性能向上地区 (防災生活圏の課題は少なく、ミニ防災生活圏も形成済)

図3-1 東京都防災都市づくり推進計画の重点地区、重点整備地域図

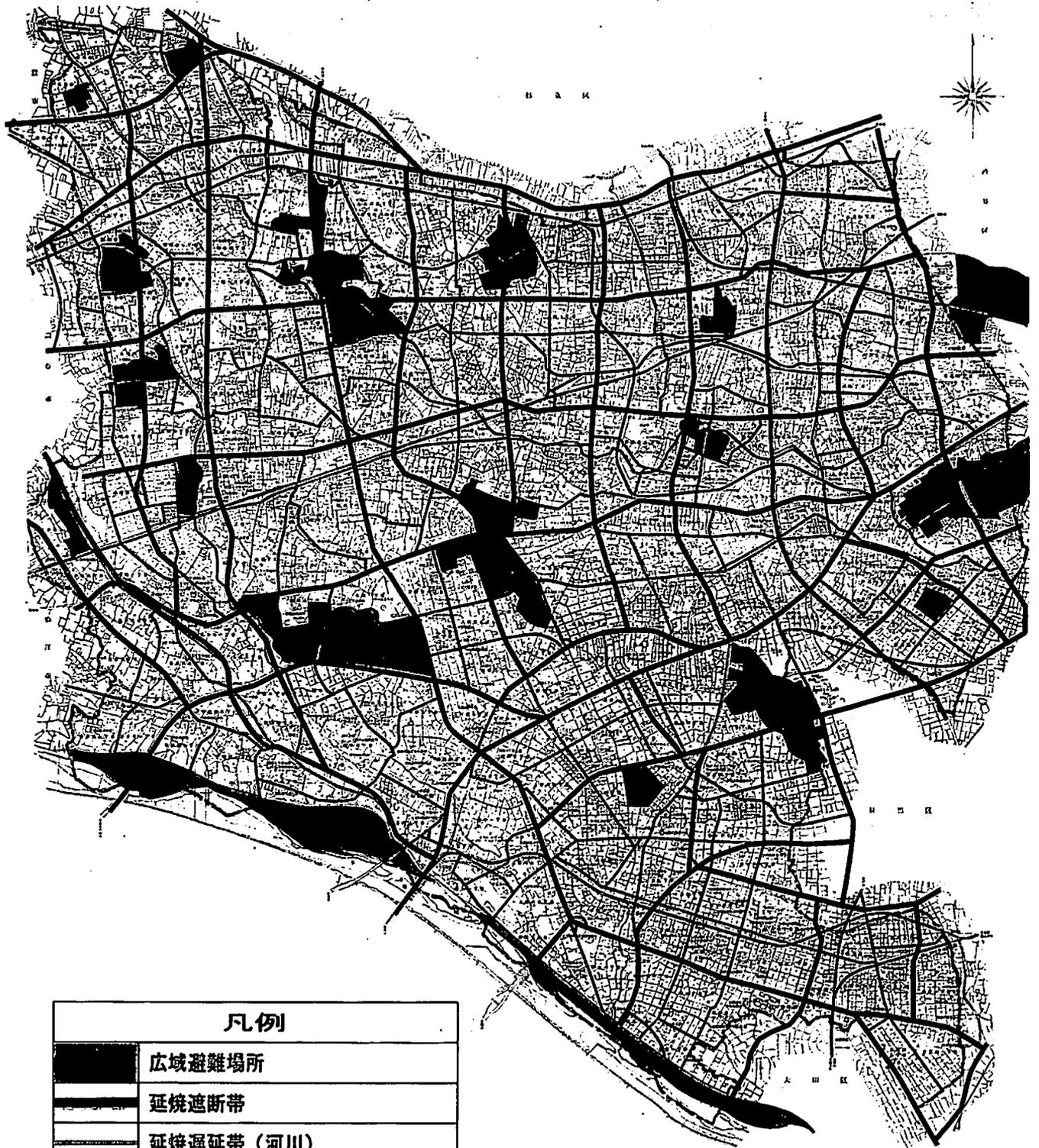
※東京都「防災都市づくり推進計画<整備計画>」(平成9年3月)より

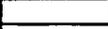


重点地区	
①	大森中地区
②	林試の森周辺(荏原北・目黒本町)地区
③	世田谷区役所周辺地区
④	中野南台地区
⑤	東池袋地区
⑥	十条地区
⑦	大谷口地区
⑧	町屋・尾久地区
⑨	西新井駅西口周辺地区
⑩	鎌ヶ淵周辺地区
⑪	立石・四つ木地区

凡例	
●	重点地区
■	重点整備地域
■+	整備対象地域
■	一般市街地
■	都心部における不燃空間および防災生活圈を構成する不燃空間
---	行政区域境界線

図3-2 防災生活圏、ミニ防災生活圏の最終目標イメージ図



凡例	
	広域避難場所
	延焼遮断帯
	延焼遅延帯 (河川)
	延焼遅延帯 (幅8m以上の空間)

※最終目標イメージの考え方

- ① 延焼遮断帯が全て完成する。
- ② 主要生活道路が全て完成する。(主として延焼遅延帯となる)
- ③-1 延焼遮断帯以外の都市計画道路が完成し、延焼遅延帯が形成される。
- ③-2 現在、既にネットワークを構成している延焼遅延帯(幅員8m以上の空間として鉄道・緑道・道路)を位置づける。

## 3-2 学校の防災活動拠点化

### (1) 学校の防災活動拠点化の意義と必要性

学校、特に区立の小中学校は、次の点で地域の防災活動拠点としての条件を備えている。

- ① 多くの区民が使い慣れている施設であり、地域でのひとつの生活中心である。
- ② 学校開放などを通じて、地域のコミュニティ活動の場となっている。
- ③ 利用圏域（学校区）が比較的一定で、配置に過不足がない。
- ④ 近年の少子化の傾向を反映して、児童・生徒数は減少傾向にあり、学校施設に比較的ゆとりがあり、防災施設も増設可能である。
- ⑤ 地域のなかで貴重なオープンスペース（校庭）がある。
- ⑥ 通学路などが指定されており、学校へアクセス経路が多くの住民に認知されている。
- ⑦ 水（例えばプール）、トイレ、教室など一定の生活施設がある。井戸の設置も可能である。
- ⑧ 給食施設や保健室など、災害時に有効な設備や施設がある。

また、都立高校をはじめ私立の小中学校や高校・大学なども、上記の⑤⑦⑧等の条件は十分に備えている。以上の状況、さらに阪神・淡路大震災で学校が大きな役割を担った経験をふまえ、区内の学校をいざという時のみの受皿と見るだけでなく、常日頃から地域住民の防災活動拠点として積極的に整備を進める必要がある。

### (2) 学校が防災活動拠点として備えるべき機能

学校が防災拠点として備えるべき機能は、以下に示すとおりである。

#### ① 避難空間として

・地域における貴重なオープンスペースとして、とりあえず、火災や建物倒壊の危険から逃れる避難の場としての機能。

※現在「一時集合所」として指定されているのは、区内96小中学校のうち66校である。ちなみに、一時集合所は、広域避難場所へ避難する際の一時的集合場所と位置づけられており、区民防災組織を主体とした地域住民が選定するものとなっている。

#### ② 地域の備蓄センターとして

・一時避難の場所と食糧・水、当面の生活用品などの備蓄場所が同一であることの有効性を生かした地域の備蓄センターとしての機能。

#### ③ 救援・救護の場として

- ・保健室等：負傷者等の手当の場としての活用。
- ・体育館などの大規模スペース：救援物資の受入れ、仕分け、ストック

・校庭：炊き出しの場所として、また救援車の駐車スペース

④ 災害時の連絡情報センターとして

・地域の被害状況の把握、災害対策本部との情報連絡その他の拠点としての機能。

⑤ 避難生活の場として

・教室・体育館・給食室等の活用による避難生活の場としての機能。いわゆる避難所。

※現在「避難所」として、区内に96ヶ所ある全小中学校を位置づけている。阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、平成10年7月に「避難所運営マニュアル」が策定された。

⑥ 日常における防災活動拠点として

・地域住民の日常的防災訓練や、防災意識高揚のための各種活動の場としての機能。

《参考 学校施設と防災の関連について、教育委員会における位置づけ》  
～「学校改築指針」での位置づけ（平成4年6月 世田谷区教育委員会）～

●「第4章 街づくりへの参加」

(2) 災害に強い街づくりに資する学校とする

学校は災害に強い街の一つの拠点である。地域災害に対する学校の防災、情報伝達等の機能をより高め、防災備蓄倉庫の設置や、一時避難場所としての諸設備の計画に留意する。さらに資源の有効利用、環境保全に取り組み、地域の誰にもわかりやすく、安全で頼れる場とする。

ア. 地震、火災等災害に強い安全な学校施設計画を行う。併せて防災の拠点として、地域・地区のそれぞれの学校の立地に応じ、避難所、備蓄、防災情報、一時収容など果たすべき役割を考慮して計画する。

イ. 雨水対策（貯留、排出等）災害予防に資する敷地の利用についても検討する。さらに、太陽熱利用等省エネルギー、水の再利用等資源の有効利用、雨水の地中への還元、緑化の推進等の環境保全につとめる。

●「第7章 学校をとりまくその他の課題」

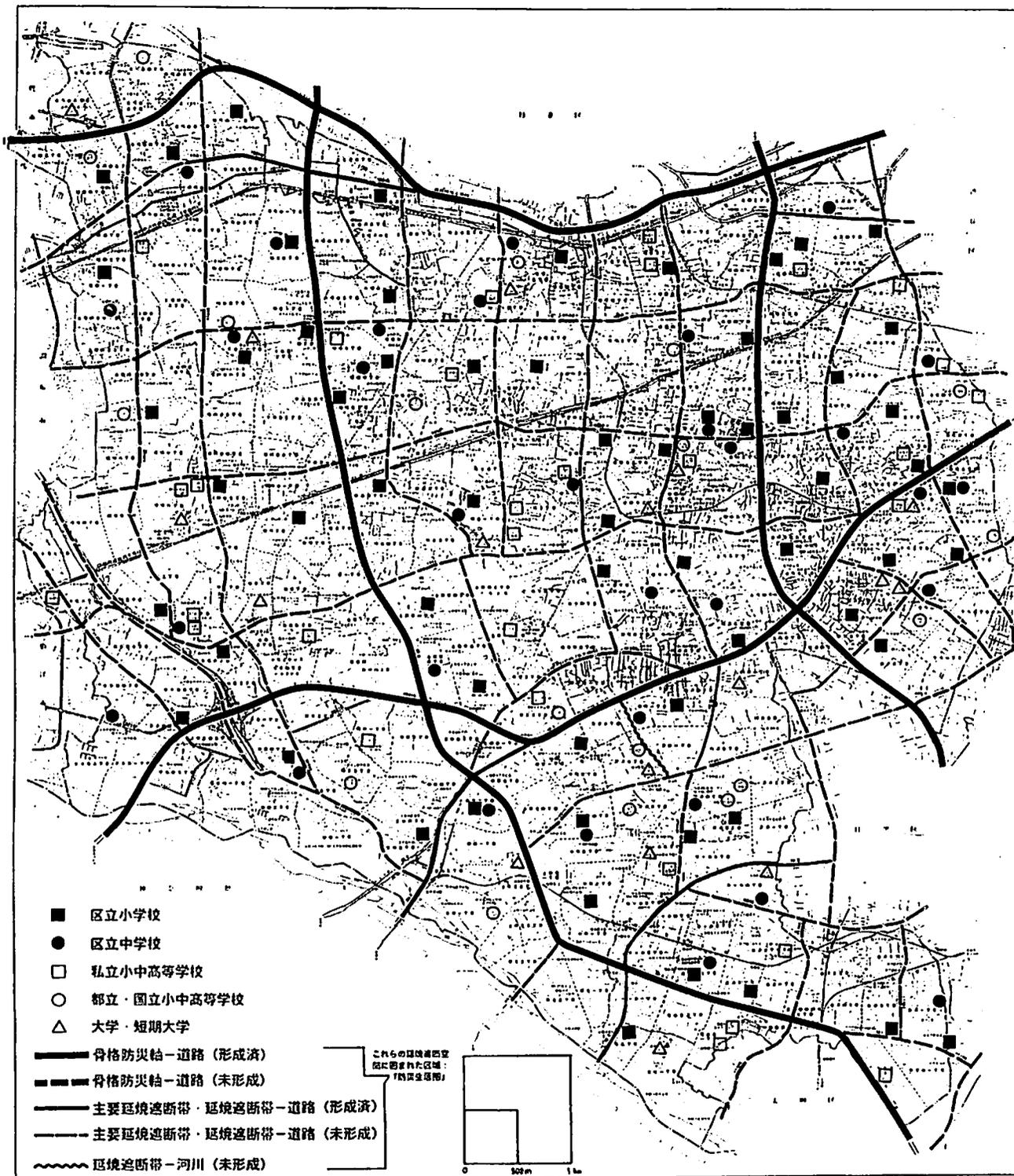
(1) 学校施設、敷地の有効利用を図る

従来から校地の面積の確保に努めてきた結果、学校敷地面積は区民共有の貴重な資産として、区総面積の1.8%(1,084,324㎡)を占めている。これらの中には周辺地域の状況に応じてもう少し有効な利用の可能な例もあるので、区民共有の資産であるという立場から、学校施設・敷地の有効利用を図る。

ア. (略)

イ. それぞれの学校の校地面積指標から、許容できる有効利用の範囲内で生涯学習の基盤整備に資する地域施設を複合化する。また、それぞれの学校の立地する地域の事情に応じ、洪水防止調整池、防災センター、備蓄倉庫等、特定の公共機能、防災施設設置のための校地の立体的活用の必要性と可能性を検討する。

図3-3 学校施設の分布状況 (防災生活圈単位との対応)



### (3) 学校の防災活動拠点化のための整備方向

学校を防災活動拠点化としていくための整備方向は次のとおりである。

#### ● 学校施設を防災生活圏単位における地域の防災活動拠点と位置づける。

##### ① 避難空間として

- ・学校への避難ルートの見直しと安全化
  - 小学校指定通学路の見直しと点検、中学校の指定避難ルート設定の検討
  - 緊急時の進入口の設置（どこからでも学校に進入できる）
- ・避難空間としての学校から、広域避難場所に至るルートの指定と整備
- ・避難空間として、学校および周辺区域も含んでの安全化
  - 周辺街区の延焼防止空間化（建物の不燃化、空地・緑地の創出・保全）
  - 学校周囲の緑化（延焼防止効果の視点から）

##### ② 災害時および日常時の防災情報センターとして

##### ③ 災害時の救護、食料・飲料水の拠点として

##### ④ 災害時の避難所として

#### ● 区立小中学校を防災生活圏単位での拠点としていくが、必要に応じて都立高校や私立学校及びその他の公共施設での拠点化を進める。

- 防災生活圏単位に区立小中学校が存在しないケース、偏在しているケースなどは、都立高校や私立学校への協力要請、比較的敷地が大きい公共施設での代替などを検討する。

#### ● 学校防災活動拠点としての整備は、学校施設整備基本計画をもとに、前記した「注意地区」に該当する地区から優先的に整備をはかる。

- 環状7号線以東の北沢・世田谷地域の多くの区域
- 砧地域の祖師谷周辺区域
- 玉川地域の奥沢周辺区域など

#### ● 整備優先度の高い学校について、学校施設の改善とともに、近隣住民の参加による周辺地域街づくりを推進していく。

- 近隣住民の参加による学校周辺街づくりの推進（点検・計画作成）
- 街づくり条例上の地区指定（推進地区・誘導地区制度の適用等）の検討
- 建築物の不燃建て替え助成制度の充実検討（不燃化融資あつ旋条例などの充実）

## (4) 学校及び周辺整備の方針

### ① 防災活動拠点としての学校施設の整備

- ・学校施設の耐震強化等、より安全化をはかるとともに、改築にあたっては防災活動拠点にふさわしい学校施設の整備をはかる。
- ・防火貯水槽の設置、プール水の活用、防災備蓄倉庫の設置、給水システムの配慮、緊急時のトイレ、ソーラーシステムの設置、井戸水の確保、保健室の安全化等、緊急時に対応できる学校内の防災施設及び設備の整備をはかる。
- ・多くの人々の利用可能な出入口の改善、周囲の生垣化や緑化の推進、高齢者や障害者の利用を配慮したバリアフリー化、校庭の整備、学校施設のサイン及び案内板の改良等、防災活動拠点機能に考慮した学校施設の整備をはかる。
- ・体育館等、避難所として活用するスペースと教室等の教育スペースとの混乱を解消できるような施設配置を考慮する。

### ② 学校周辺の街づくりの推進

- ・通学路等学校の周辺道路及びアクセス道路の安全化と拡幅整備をはかる。
- ・学校周辺の建築物の不燃化、安全化を進めるとともに、空地や緑地の積極的な確保につとめ、学校周辺区域の延焼防止空間化をはかる。
- ・周辺の空地や緑地や公園、隣接する公共施設、緑道等の防災効果が期待できる空間の安全化をはかるとともに、学校施設との連動をはかる。

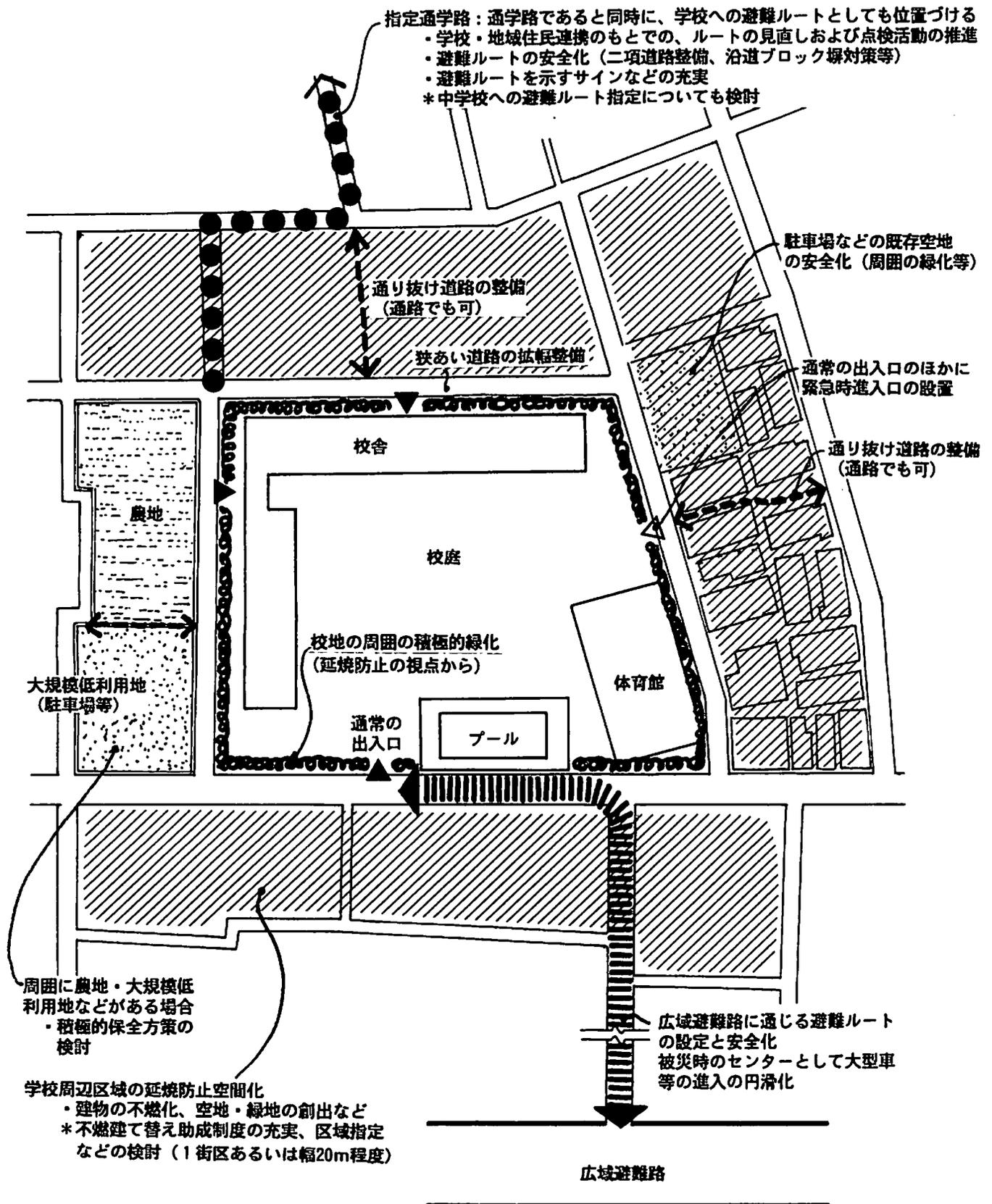
### ③ 地域と学校との連携の強化

- ・学校の防災活動拠点化に向けて、学校協議会を活用して地域と学校との連携を強化しネットワーク化をはかる。
- ・学校施設を活用した避難所体験や防災訓練等を実施することにより、地域住民が緊急時に円滑な防災活動ができるようにつとめる。
- ・児童や生徒への防災啓発の機会を増やすとともにPTA等の参加を求めて、学校を核とした防災体制の確立をめざす。

### ④ 「学校施設整備基本指針」の見直し

- ・学校施設整備基本方針の見直しにあたっては、前記①から③の要素を含めて、学校の防災活動拠点としての整備を明文化していく。例えば、木造住宅等の密集度が高い学校のグラウンドの外周や、学校に面する周辺の道路には火災に強い樹木を配置して、市街地大火による輻射熱を緩和するなど、条件に応じた工夫も取り入れていく。

図3-4 学校及び周辺地域の整備イメージ図



- その他、学校施設についての整備課題
- ・災害時の情報収集・広報機能の強化
- ・救護施設 (保健室など) の充実
- ・防災資機材、備蓄食料などの充実
- ・プールの消防用水・飲料水としての活用

### 3-3 避難空間の整備

#### (1) 広域避難場所の検討

広域避難場所については、東京都において平成10年5月に全体計画を改定した。今後も広域避難場所の充実・拡張および新規指定等について次のような方針で、東京都との調整を進める。

##### ① 現行広域避難場所の充実・拡張

- ・多くの人々の避難が予想される広域避難場所の安全性をより高めるため、所有者との協議を進めて、出入口の整備や広域避難場所内部の安全化を進めるとともに、住宅団地や教育施設等の日常用途との混乱解消につとめる。

##### ② 今後、指定を検討すべき地域

- ・平成10年5月の改訂による広域避難場所の新規指定によっても、遠距離避難を余儀無くされる区域や、広域避難場所の地区割りに無理がある区域や、既存の広域避難場所の容量が少ない区域は、広域避難にあたって混乱が予想されるため、既存の広域避難場所の拡張やさらに新たな指定を検討していくとともに、逃げないで済むような地域の安全化につとめる。

#### (2) その他の避難空間の整備

##### ① 学校施設の避難空間化

- ・現在、避難所として指定されている区内の小中学校は、避難所としての安全化を図るとともに、緊急時の円滑な運営が図れるように必要な施設整備を進める。
- ・身近に、避難所に該当する区立の小中学校がない地域では、都立高校や私立学校を対象に、新たな避難所の指定を検討する。
- ・なお、緊急時には、学校施設への避難が集中することが予想されるので、一時避難が可能となるような学校及び周辺地域の安全化につとめる。

##### ② 一時集合所の安全化

- ・一時集合所は地域で指定し区が認知してきた、緊急時における一時的な集合ポイントであるが、それらの安全性を点検するとともに、必要に応じて指定変更や一時集合所の安全化を図る。

図3-5 避難の体系（地域防災計画より）

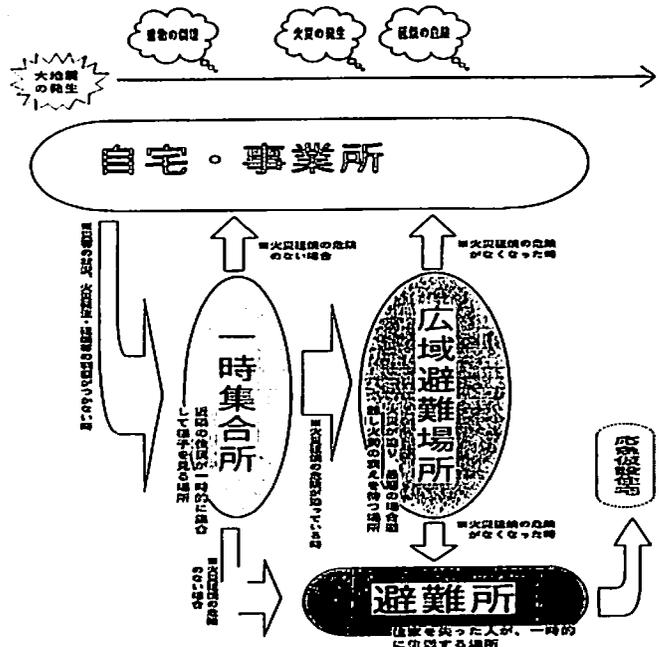
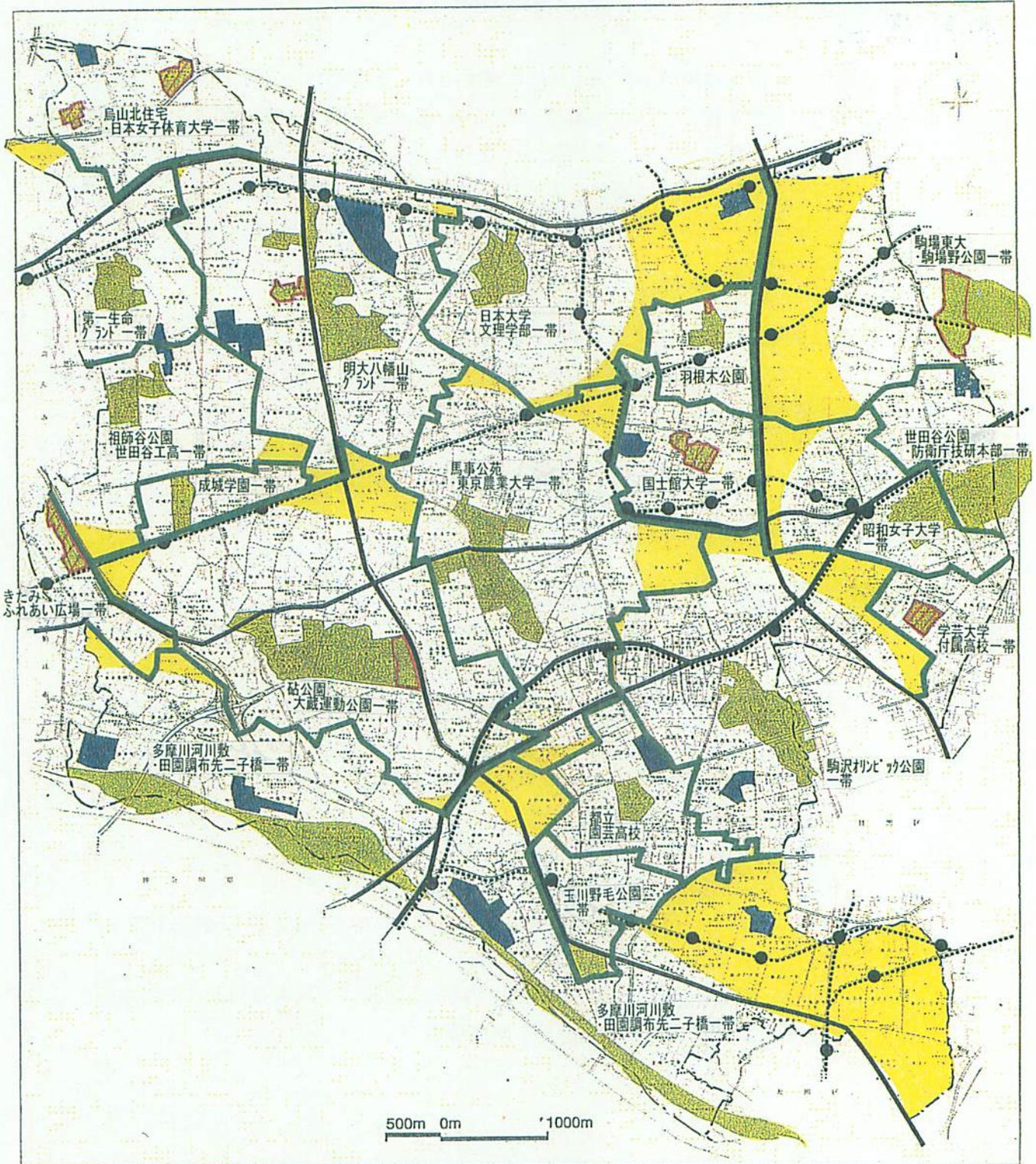


図3-6 広域避難場所と広域避難が困難な区域



- |  |   |   |
|--|---|---|
|  広域避難が困難な区域 |  広域避難場所                  |  大規模施設用地 |
|  広域避難が円滑な区域 |  広域避難場所<br>(平成10年5月新規指定) |  主な幹線道路  |
|  |  広域避難場所<br>(平成10年5月拡張)   |  鉄道・駅    |
|  |  広域避難場所・区域割              |   |

## 3-4 都市施設防災ハンドブックの作成

---

阪神・淡路大震災は、街づくりに関連する多くの分野について貴重な教訓を残した。道路や公園や学校等の都市施設についても、それぞれ防災に配慮したより安全で緊急時に有効に対応できるような施設づくりが求められている。そこで、都市施設づくりにおける防災に配慮する事項をまとめた「都市施設防災ハンドブック」を作成して、都市施設や公共施設整備にあたってのガイドラインとして活用し、防災性能の向上につとめていく。

### (1) 都市施設防災ハンドブックの作成と活用

- ・都市施設や公共施設の整備にあたって、防災面からの配慮すべき事項や参考とすべき技術指針や各種事例をまとめた「都市施設防災ハンドブック」を作成する。
- ・「都市施設防災ハンドブック」は、都市施設や公共施設の整備のあたってのガイドラインとして位置づけ、それらを活用して所管課が防災に配慮した街づくりを進めていく。

### (2) 都市施設防災ハンドブックの内容

都市施設防災ハンドブックは、以下の内容を想定して作成を進める。

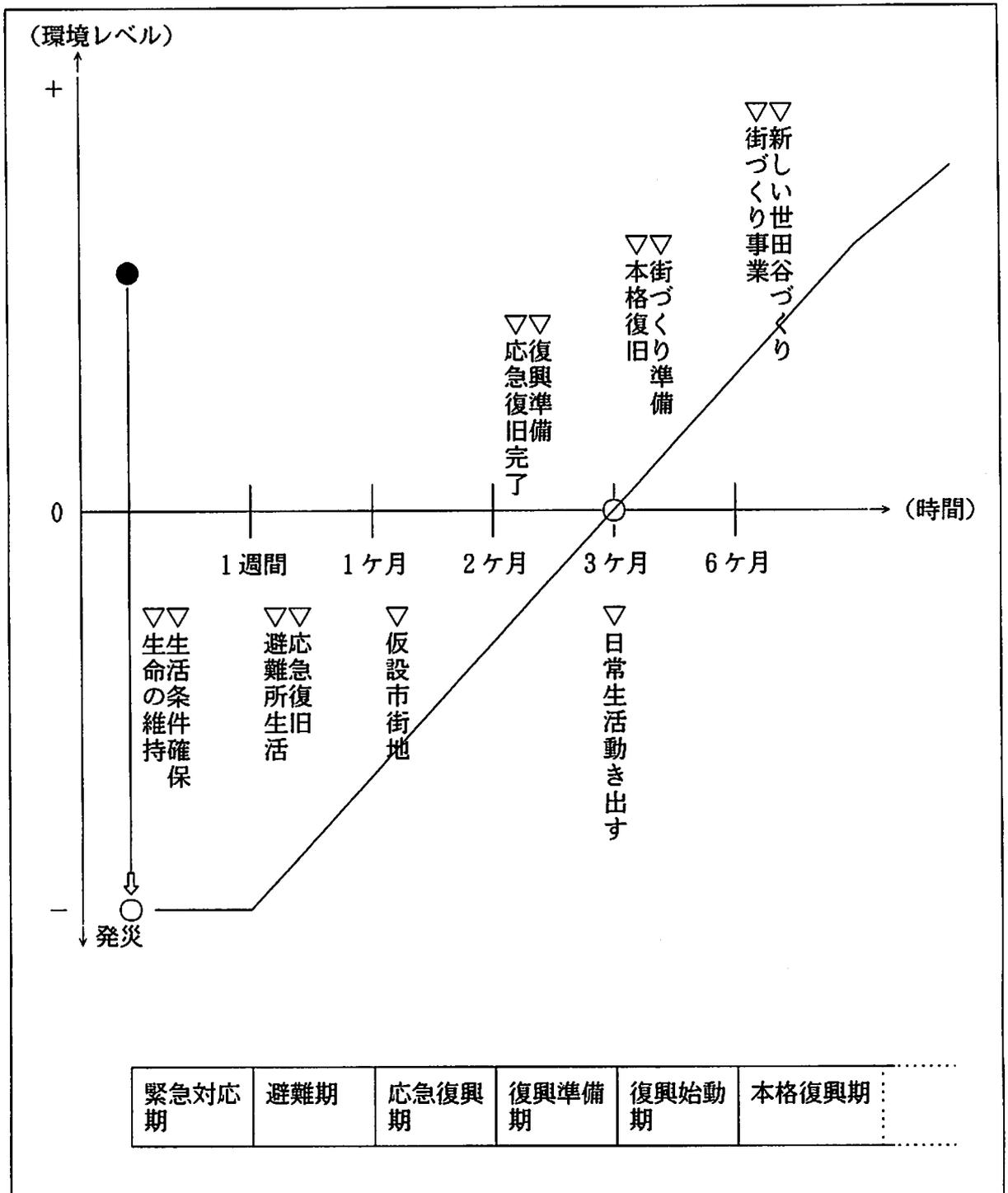
- ① 都市計画道路、主要生活道路、地先道路等を対象とした、道路整備における防災ハンドブック
- ② 街区・近隣・地区・運動公園、身近な広場、都市緑地、緑道等を対象とした、公園・緑地整備における防災ハンドブック
- ③ 避難所指定の学校、無指定の学校、区立学校、都立高校、私立学校、大学等を対象とした、学校施設整備における防災ハンドブック
- ④ 区役所、総合支所、出張所、区民センター、高齢者・障害者・子供利用施設等を対象とした、コミュニティ施設整備における防災ハンドブック
- ⑤ 鉄道敷・駅及び駅周辺地域、河川、供給処理施設、広域避難場所等を対象とした、都市施設整備における防災面での配慮事項

### 3-5 復旧・復興プログラムの確立

#### (1) 復旧・復興に向けての対応方針

復旧・復興のための事前対応を進めるために、下図に示すような復旧・復興街づくりの流れを想定する。これらは阪神・淡路大震災規模の災害を想定したものである。

図3-7 復旧・復興街づくりの想定される流れ



前記の流れにそった、復旧・復興のための方針は以下の通りである。

#### ① 緊急対応期（発災～1週間程度）の対応方針

- ・発災から1週間位までは緊急対応期であり、まず生命の維持と緊急の生活条件の確保が重要である。区民ひとりひとりと地域での防災活動が中心となることが想定されるので「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識の啓発をはかるとともに、区は事前に区民の適切な対応について啓発をはかり区民の救助活動を進める。
- ・区は早急に災害対策本部を設置し、的確な被災状況の把握を進めるとともに初動期での対応方針を確立する。また、被災状況に対応して学校に避難所を開設するとともにその運営を進める。
- ・さらに、救援物資の配給・調整を地域との連携のもとに進めるとともに、緊急輸送路を早急に確保していく。応急仮設住宅の準備等被災状況にあわせて混乱を防止することを目的とした緊急応急対策を実施していく。これらの推進体制は事前に設定する。
- ・できるだけ早い時期に震災復興本部の設置をはかる。

#### ② 避難期（1週間～1ヶ月程度）の対応方針

- ・区民と区及び学校の協働によって避難所の円滑な運営や救援物資の配給・調整を進めるとともに、区はインフラの復旧とガレキ処理や応急仮設住宅の建設等、都市生活や都市活動をもとにもどすための必要な措置をとっていく。
- ・被災状況の公表を行うとともに、震災復興本部のもとで、都市復興基本方針を策定し区民への周知公表をはかる。この時点で被害の激しい地区等での建築制限を発動することを検討する。
- ・応急仮設住宅の建築に伴って、仮設での市街地づくりの方針を確立するとともに、区の復興への基本的な考え方を示す復興整備条例等を制定し、重点復興地区、復興促進地区、復興誘導地区等の指定方針を明らかにし公表する。復興整備条例の制定にあたっては、従来の世田谷区の街づくり方式を生かして緊急街づくり条例的なものを準備する。

#### ③ 応急復興期（1ヶ月～2ヶ月程度）の対応方針

- ・前記した建築制限期間は原則として2カ月であり、早急に被災市街地復興推進地域指定等の都市計画の手続きに入る。また、仮設住宅の建設及び仮設市街地づくりを推進していく。
- ・都市復興基本計画を策定し、公表していく。

#### ④ 復興準備期（2ヶ月～3ヶ月程度）の対応方針

- ・この時期にはライフラインの応急復旧が完了することが想定される。また、仮設市街地づくりも完了し、復興に向けての準備を進めていく。
- ・この時点で、市街地復興の街づくりの協議がはじまる。抜本的な改造をはかるべき地区から自力建替を誘導する地区まで、多様な整備手法が用意される必要があり、

コミュニティ重視型の発想からの対応と合意形成をはかっていく。

- ・必要な都市施設の事業化方針と計画決定をはかるとともに、都市施設整備のための用地の先行取得等、復興に向けた第一歩を踏み出していく。

#### ⑤ 復興始動期（3ヶ月～6ヶ月程度）の対応方針

- ・徐々に仮設市街地から本格市街地づくりへと移行していく時期である。応急仮設住宅から恒常的な住宅への移行をはかる時期でもあり、ライフラインの本格復旧が進めていく。
- ・地域での協議会の結成等、従来の世田谷区の街づくり方式を生かした各地での街づくりの協議を進めていき、順次街づくり計画の策定をはかっていく。復興街づくりに向けた支援体制の充実や各種街づくり相談機能の充実をはかっていく。
- ・合意形成がなされた地区から、必要な都市計画決定を進めるとともに、復興都市計画を策定しそれを公表していく。

#### ⑥ 本格復興期（6ヶ月以降）の対応方針

- ・都市計画決定の合意形成を進めて、街づくり計画を策定し街づくり事業を推進していく。必要な都市施設の整備を進める。
- ・本格復興にあたっては、新たな価値や質を付加した街づくりが進められることが期待される。そのために、阪神・淡路大震災において進められている復興街づくりのあり方等の評価を含めて、世田谷区の将来像の再検討が必要とされる。

以上のステージに応じた復旧・復興プログラムを整理すると表3-1のようになる。

表3-1 復旧・復興プログラム

	期 間	期間の性格	配慮すべき事項	対 応 方 針
緊急対応期	発災から1週間程度	①生命の維持と緊急の生活条件の確保 ②復興の初動体制の確立	①緊急の救援救護活動の推進 ②的確な被災状況の把握 ③初動期の対応方針の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民への啓発と緊急救助</li> <li>・災害対策本部の設置</li> <li>・避難所の開設と運営</li> <li>・救援物資の配給と調整</li> <li>・緊急輸送路の確保</li> <li>・震災復興本部の設置準備</li> </ul>
避難期	1週間から1ヶ月程度	①都市生活・都市活動の復旧措置 ②復興の基本方針の確立	①避難所の運営と救援活動の推進 ②復旧活動の推進と仮設市街地づくり ③復興方針の確立と復興条例の準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の円滑な運営</li> <li>・救援物資の配給と調整</li> <li>・インフラ復旧とガレキ処理</li> <li>・応急仮設住宅の建設</li> <li>・都市復興基本方針の策定</li> <li>・建築制限と復興整備条例</li> </ul>
応急復興期	1ヶ月から2ヶ月程度	①応急的な仮設市街地づくりの推進 ②都市計画の手続き	①建築制限期間（2ヶ月）以降の対応方針の確立 ②仮設市街地づくり ③都市計画手続きの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災市街地復興推進地域指定等の都市計画の手続き</li> <li>・仮設住宅及び仮設市街地づくりの推進</li> <li>・都市復興基本計画の策定と公表</li> </ul>
復興準備期	2ヶ月から3ヶ月程度	①必要な応急復旧の完了 ②復興街づくりの協議はじまる	①復興に向けての準備 ②復興街づくりの協議と合意形成 ③復興に向けての第一歩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフラインの応急復旧</li> <li>・仮設市街地づくりの完了</li> <li>・復興まちづくりの協議</li> <li>・街づくり手法の準備と合意形成</li> <li>・都市施設計画決定と事業化</li> </ul>
復興始動期	3ヶ月から6ヶ月程度	①本格市街地づくりへの移行 ②街づくりの合意形成	①本格市街地づくりの推進 ②街づくりの合意形成と街づくり計画の策定 ③復興都市計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・恒常的な住宅への移行</li> <li>・ライフラインの本格復旧</li> <li>・街づくりの協議と街づくり計画の策定</li> <li>・必要な都市計画決定</li> <li>・復興都市計画の策定と公表</li> </ul>
本格復興期	6ヶ月以降	①新しい復興街づくりの推進	①街づくり事業の推進 ②世田谷区の将来像の再検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街づくり計画の策定と街づくり事業の推進</li> <li>・都市施設の整備</li> <li>・新都市整備方針の改訂</li> <li>・世田谷区の将来像の再検討</li> <li>・新しい価値の創造</li> </ul>

## (2) 震災時に必要な土地需要と仮設住宅設置の方針

復旧・復興のための措置として、震災時には緊急的な対応が必要とされる。特に、仮設住宅については阪神・淡路大震災でも混乱した問題でもあり、対応方針を確立しておく。

### ① 震災時の土地利用方針

- ・震災時には、以下の用地の確保が必要とされる。
  - ア. 短期的には、避難空間（避難所、一時的な待機所等）、救急拠点（ヘリポート、車両置場等、宿营地、人員機材集積地）、復旧拠点（ガレキ・ゴミ等の仮置場、資材置場等）
  - イ. 中期的には、仮設市街地（仮設住宅、仮設店舗、仮設生活施設等）
  - ウ. 長期的には、復興拠点（市街地復興種地、災害公営住宅、復興資材置場等）
- ・これらの、用地としては、学校等の公共施設、公園を中心とした公共的なオープンスペース、大規模な未利用空地、民間のオープンスペースが考えられる。
- ・被災状況に対応して、公共施設や公共的なオープンスペースを震災時に活用していくが、不足するものについては、農地・未利用地、民間グラウンド、大学等の大規模施設等の利用を権利者との協議にもとづいて活用を図るなど、震災時の土地利用にあたって必要な措置をとっていく。
- ・なお、神戸市では、被災直後は居住地に近い公園が避難地として活用され、比較的規模が大きい公園は救援・復旧拠点として活用される給水所、緊急医療所、物資分配場所、ヘリポート、自衛隊駐屯地として活用された。また、被災地の1,000㎡以上の公園はほとんど仮設住宅が建設され、その他、仮設教室、身障者仮設作業所、仮設診療所、公共的仮設店舗、仮設郵便局、廃材置場等に活用された。

### ② 仮設住宅の必要量の想定

特に、震災時の土地利用として重要なものとして仮設住宅用地の確保がある。そこで、東京都で発表された被害想定にもとづいて必要量を想定を行う。

被災によって住居を失った世帯は、避難所あるいは疎開→仮設住宅あるいは自力建て替えや補修及び疎開→復興住宅（恒久住宅）といった対応がなされる。ここで問題とされるのは暫定的な住宅としての仮設住宅である。発災後の1ヶ月から2年間程度を想定した住宅である。

仮設住宅の必要量は、被災状況によって大きく異なるが、平成9年の東京都防災会議が公表した被害想定（区部直下型地震の場合）にもとづくと、世田谷区では次のように想定できる。

- ・住居の倒壊や焼失等により従前住宅で居住できなくなる住居制約世帯を戸数に換算すると、約11万1千戸に及ぶ。これは、世田谷区の住戸の約28%に相当する。
- ・災害救助法では「法適用市町村ごとに全焼・全壊及び流出世帯数の合計の3割以内」が仮設住宅の設置戸数とされている。この基準にもとづくと、世田谷区の必要仮設住宅戸数は約3万3千戸となる。

- ・阪神淡路大震災では2タイプの仮設住宅が設置されたが、2DKタイプは間口3.6m奥行き7.2mで面積25.9㎡であった。仮に、平均住戸規模を戸当たり25㎡とすると、3万3千戸で約82.5haの住戸面積が必要となる。（平成9年の災害救助法の改定により、平均住戸規模は29.7㎡（9坪）を基準とすることとなっている。平均十戸規模を戸あたり30㎡とすれば、99haの住戸面積が必要である。）
- ・神戸市での事例を参考にすると、土地需要としては約72.23㎡/戸となっている。この数値で換算すると、仮設住宅の必要土地面積はグロスで約238.36haの用地が必要となる。
- ・なお、これらの数値は、多様なタイプの住宅（地域型仮設住宅として単身者用や2層建てや寮形式の共同住宅）で想定すると、より少ない面積で対応できる。

### ③ 仮設住宅設置の方針

仮設住宅については、区市町村が実施するのは必要量の把握と建設用地の確保があり、東京都は調整と支援を行い、都区間の役割分担にもとづき建設と維持管理がなされるとされている。このことを前提にして、仮設住宅設置に向けた方針は以下の通りである。

- ・まず、発災後、被災状況の把握にもとづいて、仮設住宅の必要量を的確に想定することが重要であるが、前記した東京都の被害想定にもとづくと、約3万3千戸分の仮設住宅の設置が行政責任となる。
- ・これらの想定戸数は、住居制約世帯の3割を対象としており、その他の7割についても、適切な誘導措置をとることを進める。
- ・一方で、3割より少ない供給をめざす場合においては、別途の対応方針が必要となる。その場合は、都内の他地域や他県の住宅ストックの活用に対する協力依頼、区内の民間住宅ストックの活用、半壊建物の補修の推進等による対応を考慮する。
- ・仮に、約3万3千戸を想定して神戸市事例からみると、単純には約230ha以上の用地がグロスとして必要とされる。この面積は、世田谷区の全公園面積約220haや全農地面積約220haに相当する。また、平成7年度に実施した土地利用転換調査によると、区内の一定規模以上の緊急時に利用が考えられる用地は約136haにのぼる。
- ・しかし、緊急時でのその他の土地需要を考慮すると、まず第一義的に区内の公園利用による供給をめざすが、一部民有地の活用を考えておくものとする。
- ・民有地の活用にあたっては、あらかじめ一定の登録制度や補償のあり方をもつ必要があり、これらの制度を検討するとともに、区外の仮設住宅確保についても検討しておくものとする。

なお、仮設住宅の設置にあたっては、以下のことに配慮するものとする。

- ・住宅だけでなく、店舗や必要な共用施設や公的施設が必要とされ、仮設市街地づくりをめざすものとする。
- ・神戸市等の事例からみて、被災地の身近な場所での仮設住宅の確保が望まれるが、世田谷区の現状では、被害が大きそうな区北東部には用地が少なく、被害が比較的

少なそうな区南西部には用地が多いので、駐車場等の未利用地を有効に活用することを検討しておく。

- ・また、住宅タイプの多様化や寮タイプの導入、共同施設による住宅規模の小規模化、2層建て等の建て方の工夫等を配慮していく。
- ・さらに、自力仮設住宅、コミュニティ型自力仮設住宅、事業用仮設住宅、住宅応急補修等の建設支援を進めていくものとする。
- ・いずれにせよ、最終的な仮設住宅の必要量は確定できないので、用地についての考え方を明らかにするとともに、何よりも被災時に被害をできるだけ軽減するための建物の不燃化、耐震化、安全化を図ることをめざす。

## 4. 防災街づくりの推進にあたって

### 4-1 防災コミュニティの育成と参加による街づくりの推進

防災街づくりに向けた日常的な地域防災活動が、緊急時に大きな効果があることは阪神淡路大震災の教訓が示すところである。大震災が発生した場合の対応が円滑にいくことも地域のコミュニティの力によるところが大きい。

区は、これらの地域からの区民の防災活動を支援して「防災コミュニティ」の育成につとめるとともに、区民の参加と区との協働作業として防災街づくりを推進していくことをめざす。

#### (1) 区民の参加と協働による防災街づくりの推進

##### ① 身近な防災環境の点検と改善活動の推進

- ・区民や事業者が、個々にあるいは地域において、身近な防災環境を点検し改善していくことは世田谷全体の防災環境の向上に大きく貢献する活動である。震災時にそれぞれの家や地域で、何が有効となるのか、何が危険となるのかを点検し、必要な改善を進めていく積み重ねが安全・安心・安定のまちづくりにつながるからである。
- ・区はこれらの点検・改善活動に対して、必要な情報の提供や技術的な支援を行うとともに、点検活動の普及啓発及び改善に対する各種制度の充実を図る。

##### ② 参加による地区防災街づくりの展開

- ・地区単位での防災街づくりの推進にあたっては、住民参加による防災地区カルテや防災マップづくりを進め、それらを生かした地区防災街づくり計画の策定と事業化を進めていく。
- ・防災地区カルテづくりやそれに伴う改善活動や防災ルールづくりに対しては、区は専門家の派遣等防災まちづくり組織への活動支援を行う。
- ・特に、防災環境上、問題が大きい地区は、世田谷区街づくり条例に定める街づくり推進地区や誘導地区の指定を通して、参加による地区防災街づくりを展開する。

#### (2) 「(仮称) 防災まちづくり活動支援センター」の設置

##### ① 「(仮称) 防災まちづくり活動支援センター」づくりの推進

- ・区民参加の防災まちづくり活動を支援する組織として、「(仮称) 防災まちづくり活動支援センター」の設置をめざす。
- ・このセンターは、必要な防災知識の普及啓発や防災意識の向上にはかる役割をもつとともに、日常的な住民の防災まちづくり活動を支援し、防災コミュニティの育成をはかることをめざして設置するものである。

- ・また、地域防災計画における「災害時の助け合いネットワーク推進計画」の一環とし、センターの運営や活用にあたっては、区民の参加を求める。

## ② 「(仮称) 防災まちづくり活動支援センター」の役割と活動のイメージ

センターの役割及び活動のイメージは以下の通りである。

### ア. 防災まちづくり学校 (防災カレッジ)

- ・防災知識の普及啓発や地域の防災リーダーの育成に向けて、継続的に「防災まちづくり学校」を開設する。

### イ. 防災情報の提供

- ・各種の防災情報の展示や体験ができる。また、家庭や地域で備えるべき防災必需品の展示や販売がなされ、防災に関する資料が備えられる。そのほか、区民の防災まちづくり活動に対する相談機能をもつ。

### ウ. 区民のまちづくり活動の拠点

- ・防災まちづくりに向けた協議のための場をもつとともに、防災訓練や防災イベントに必要な資機材を備えて区民の活用に資する。

## 4-2 計画的・総合的な防災街づくりの推進

この「世田谷区防災街づくり基本方針」は、阪神・淡路大震災を受けて、世田谷区が進めるべき防災街づくりの将来像とその実現への道筋の基本的な方向を示したものである。この方針を踏まえた実現プロセスは次のとおりである。

### ① 新都市整備方針及び都市マスタープランへの反映

- ・この「世田谷区防災街づくり基本方針」を反映して、防災面での計画を取り込んだ「世田谷区新都市整備方針」の改訂を図る。改訂にあたっては、防災の分野の計画を盛り込むとともに、他計画についても整合性を図り防災面での配慮を加えていくものとする。
- ・また、新都市整備方針の改訂に伴って、都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関わる基本的な方針（通称 市町村マスタープラン）」への移行を検討する。

### ② ハンドブックの作成による防災街づくりの推進

- ・各種の街づくりに関わる計画や事業の推進にあたって、防災面からの配慮を進めていくために必要なハンドブックを作成して、担当各課での防災街づくりを推進していくとともに、関係機関へ要請していく。
- ・特に、「都市施設防災ハンドブック」は早期に作成して、その周知を図るとともに具体的な活用や対応方針を確立していく。

### 【 都市施設防災ハンドブックのイメージ 】

都市施設防災ハンドブックは、以下の内容を想定して作成を進める。

#### ア) 道路整備における防災ハンドブック（例示）

- ・（対象） 都市計画道路、主要生活道路、地先道路等
- ・（目的） 延焼の防止あるいは遅延効果の拡大、避難活動の危険防止、消防活動の円滑化、ライフラインの維持・啓開、救急救護活動への利便等
- ・（配慮事項） 防火樹種の配慮、路上障害物の撤去・改善、安全な歩道の確保、水利等の防災施設の設置、防災に関連するサインの設置、障害者や高齢者対策、避難路の安全化等

#### イ) 公園・緑地整備における防災ハンドブック（例示）

- ・（対象） 街区・近隣・地区・運動公園、身近な広場、都市緑地、緑道等
- ・（目的） 延焼の防止あるいは遅延効果の拡大、避難活動や避難生活の危険防止や円滑化、救援救護活動への利便、復旧・復興拠点としての配慮等
- ・（配慮事項） 防火樹種の配慮、危険要因の除去、水利やトイレ等の配慮、避難生活への対応、出入口や園路の福祉的配慮及び安全化、防災施設の設置、仮設住宅予定等

#### ウ) 学校施設整備における防災ハンドブック（例示）

- ・ (対象) 避難所指定の学校、無指定の学校、区立学校、都立高校、私立学校、大学等
- ・ (目的) 一時的な避難への対応、避難生活の円滑化、救急救護活動への利便、防災活動拠点としての整備等
- ・ (配慮事項) 出入口の安全化、施設の耐震化・安全化、避難生活への対応、水利（プール等）やトイレの配慮、防災施設の設置、備蓄施設の設置、周辺からのアクセス路の整備、周辺の不燃化等

#### エ) コミュニティ施設整備における防災ハンドブック（例示）

- ・ (対象) 区役所、総合支所、出張所、区民センター、高齢者・障害者・子供利用施設等
- ・ (目的) 一時的な避難への対応や情報センター機能の拡充等
- ・ (配慮事項) 防災施設及び設備の設置、施設の弱者対応化、施設の安全化

#### オ) その他の都市施設整備における防災面での配慮事項（例示）

- ・ 鉄道敷、駅及び駅周辺地域 延焼遮断帯化、パニック防止の配慮、防災施設の設置、情報センター化等
- ・ 河川 延焼の防止及び遅延効果の拡大、水利の有効利用、橋の設置や安全化、河川敷の活用等
- ・ 供給処理施設 ライフラインの確保と安全化、復旧・復興拠点としての活用、ガレキ処理、共同溝化等
- ・ 広域避難場所 避難の安全空間の拡大、危険要因の除去、出入口の確保と安全化、避難路の整備、日常用途との調和等
- ・ その他

### ③ 防災街づくり事業の推進

- ・ 防災街づくり事業は、大きく分けて「地区街づくり事業」「都市施設や公共施設整備事業」「区民や事業者の防災街づくり活動の誘導・支援」とに分かれる。
- ・ 「地区街づくり事業」は、世田谷区街づくり条例にもとづいて各地区で進められているところであるが、個々の事業において新規の各種手法を活用して防災性能の向上につとめるとともに、特に問題が多い地区については、新たに「地区街づくり事業」の推進を図っていく。
- ・ 「都市施設・公共施設整備事業」は、防災生活圈やミニ防災生活圈の形成整備に向けて都市計画道路や主要生活道路の優先的な整備を進めるとともに、各種の都市施設や公共施設の計画・事業にあたっては、前記ハンドブック等を参考にして防災に配慮した計画・事業としていく。
- ・ 「民間の防災街づくり活動の誘導・支援」は、個々の住宅や事業所から地区街づくりまで段階があるが、防災街づくりの啓発を進めるとともに必要な支援措置をとっていく。

以上のような展開で、防災街づくり基本方針の推進を図っていくが、これらの推進にあたっては、本所と総合支所間あるいは関係各所管との間での総合的な調整が必要とされ、いわば全庁的な取り組みが必要とされる。これらの体制の確立を図るとともに、あらゆる施策の推進にあたって防災の視点を取込んだ「防災メガネ」をかけた取り組みを進めていく。

世田谷区防災街づくり基本方針

—安全・安心・安定のまちづくり—

平成10年（1998年）9月

編集・発行 世田谷区都市整備部都市計画課  
〒154-8504 世田谷区世田谷 4-21-27  
TEL. 03-5432-1111（代表）



No. 136141



古紙配合率100%再生紙を使用しています

